

スーパー・リージョナリズムの台頭

島崎久彌

目次

- 一 はじめに
- 二 リージョナル化と多角化  
NAFTAとFTA
- 三 西半球経済協力の展開  
(イ) NAFTAの形成  
(ロ) FTAとSAFTA
- 四 APEC  
(イ) 歴史的展開  
(ロ) APECの矛盾とEAEC
- 五 新しいスーパー・リージョナリズム  
(イ) TAFTA  
(ロ) ASEMとIOR—ARC

## 補 CERとAFTA

六むすび

## 一 はじめに

第二次世界大戦後のブレトン・ウッズ、ガット体制は、一九三〇年の世界経済会議以降、一段とその様相を強め、ついには第二次世界大戦へと突入して行った世界経済のブロック化に終止符をうったため、貿易と通貨の両面から、自由、多角、無差別な経済秩序を、世界的な規模で構築しようとするものであった。しかしながらブレトン・ウッズ、ガット体制には、ソ連が参加しなかったのみでなく、東西冷戦の激化に伴って、国連の集団安全保障体制が、事実上NATOとワルシャワ条約機構に分裂したのに対応して、ブレトン・ウッズ、ガット体制も、コメコンに対峙する西側資本主義陣営の国際経済協力体制に矮小化せざるをえなかった。それだけでなくアメリカの経済的優位性の後退が決定的となった一九六〇年代の初めには、ブレトン・ウッズ体制のスーパーシステムとも称すべきG10 (Group of Ten、G7の先駆)が形成され、さらには一九六三年の輸出変動補償融資制度の創設を嚆矢として、IMFは南北援助機関の一翼へと、メタモルフォーゼの過程を辿ることになった。

そのようにして戦後のグローバリズムが、亀裂を生ずる一方、その割れ目を拡大するような形で、次第にその塑像を形成しつつあったのは、世界の各地で簇生しつつあったリージョナル化の動きであった。そのモデルともなった欧州統合の原点は、遠く中世に遡り、一九四六年にチャーチルの提唱したヨーロッパ合衆国構想は、戦間期のパン・ヨーロッパ運動を継承したものであった。ローマ条約の狙いとする関税同盟が、多角主義の旗手、アメリカによって、支持されたことは、歴史のアイロニーとも称すべき現象であるが、その理由は関税同盟が、ソ連に対抗するヨーロッ

パ合衆国への捷徑とみられたためである。なんとすれば関税同盟の創設は、十九世紀のドイツ関税同盟が、一八七一年にドイツ帝国の形成を促したように、単なる経済的レベルの問題ではなくて、高度の政治的な問題にはかならなかったためである。

とりわけE E Cにおける域内関税の撤廃と、ヨーロッパ主要通貨の部分的な交換性の回復に寄与したのは、欧州決済同盟(E P U、European Payment Union)であり、その結果としてI M Fは、国際通貨の世界において、第二バイオリンの地位に転落せざるをえなかった。それと期を一にして、経済的自立を達成しようとする第三世界の国々は、E P Uをモデルとすることによって、世界の各地に、決済同盟を創設し、地域的、小地域的な経済統合の創設に着手した。この時代は、第一次統合の時代と呼ばれるが、E Cを除くその他地域の経済統合は、一九八〇年代の半ばまでに、その多くが、事実上の斃死状態に陥ることになったのである。

しかしながら一九八〇年代の半ばから、一九九〇年代には、E Uが拡大と深化の過程を辿っただけでなく、それまで瀕死の状態にあった途上地域の経済統合までが、再生し、復活した。それだけでなく、N A F T Aや、A P E Cによって代表されるように、大陸と大洋を横断し、しかも南北を縦断する垂直的なスーパー・リージョナリズム<sup>(1)</sup>までが、台頭し始めるに至った。そのような動きは、大西洋を横断するT A F T A、アジアとE Uを結ぶA S E M、あるいはインド洋を囲繞する国々のI O R A R Cとなって現実に定着しつつある。いまや世界の経済は一九五〇〜六〇年代にもまして、無数の地域的、小地域的経済統合の簇生によって、分断されつつあるだけでなく、地球全体が、いくつかのスーパー・リージョナルなネットワークによって、広域的なクラスターに再編されようとしている。そのような世界経済の今日的状況は、第二次統合の時代と呼ばれるが、それを特徴づけるスーパー・リージョナリズムといえども、その前途は必ずしも定かではなく、一部には星雲状態を脱しえないものもある。しかしながら第一次統合の時代に

においては、グローバリズムとリージョナリズムが共生していたのに対して、第二次リージョナリズムの時代においては、グローバリズムとリージョナリズムが、相互に緊張、対立し合いながら、次第にリージョナル化の方向に、世界経済の地殻が移動しつつあるかの如くに観察される。そのような状況の中で、独り孤立し、疎外されつつあるのは日本であり、徒に自由貿易論を唱導し、肥大した生産力の捌口を海外の市場に求めるこれまでの日本の政策運営は、再検討を迫られることになるものと思われる。

## 注

(1) スーパー・リージョナリズムとは、経済の発展段階を異にする複数の国家グループが、利害を調整し、域内における差別の撤廃と、共通政策の採用を指向する新しい動きを示す概念である (H. Edward English and Murray G. Smith, "NAFTA and Pacific Partnership," in C. Fred Bergsten and Marcus Noland, eds., *Pacific Dynamism and the International Economic System*, Washington, 1993, p.163).

(2) 第二次世界大戦後の多角的な貿易の自由化は、地域的な統合計画と並行して進められた (World Trade Organization, *Regionalism and the World Trading System*, Geneva, 1995, p. 25).

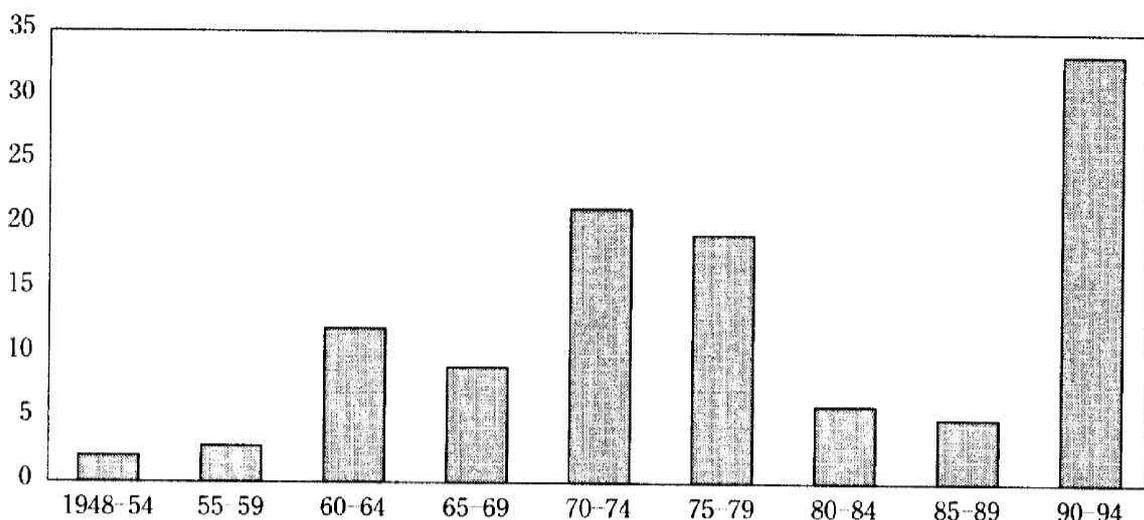
## 二 リージョナル化と多角化

リージョナリズムの定義は、曖昧であり、コンセンサスを得るまでには至っていないのが現状である<sup>(1)</sup>。一例としてグリッリイ (Enzo Grilli) は、「特定の国家グループの間において、貿易を自由化し、第三国に対して差別する傾向<sup>(2)</sup>」を、リージョナリズムと定義しているが、貿易のもつ重要性は、依然として否定し難いとしても、リージョナリズムの範疇を、貿易面だけに限定することは、適切を欠くものといえる。最近の地域的経済統合は、貿易財の自由移動だけでなく、資本とサービス取引の自由化や、知的所有権の保護、製造・衛生基準の調和など、多目的に涉っており、

単なる財と市場の統合に止らず、各種政策統合の段階にまで深化しつつあるのが現状である。

リージョナリズムという概念には、それ自体地理的な近接性を連想させるものがあるが、それを全く否定する見方もない訳ではない。しかしながら地理的な近接性は、輸送、通信コストの低下につながるだけでなく、経済、文化、民族、言語、歴史、法制などの類似性と、安全保障上の連帯性を生み出すとともに、ともすれば統合の進展を阻害する *Lowest Common Denominator* の介入する余地をも、低減する<sup>(3)</sup>。その結果として経済的、政治的な結束と、一面の統合が促進され、自然発生的に、地域特有のアイデンティティも醸成される<sup>(4)</sup>。ハーレル (Andrew Hurrell) は、リージョナリズムの形成を五つのカテゴリーに分類しているが、その第一は、市場と民間の貿易・投資、企業の意味、政策、理念を主導力とするものであって、それを起動力とする統合は、*informal integration* または *soft integration* と呼ばれる。第二は共通の文化、歴史、宗教、伝統と、域外からの政治的、文化的挑戦によって形成され、触発される特定地域への帰属意識を基盤とするものである。第三は、公式、非公式の政府間協力と交渉が主体となり、第四は関税同盟から経済同盟に至る一連の経済統合のプロセスが国家によって推進される場合を指す。第五は地域的超国家機関が創設されるものであるが、ハーレルの所説は、ヨーロッパ統合の指導原理として知られる機能主義、新機能主義、政府間主義、超国家主義のような下降型の統合原理だけでなく、市場志向性や文化人類学的要素を加味した統合の形態を、とり上げているのが、特色である。

地域的経済統合は、ガット原則の例外をなし、その創設に当たっては、第二十四条の定める次のような条件を充足することが必要とされる。①非加盟国に対する関税などの貿易障壁を拡大しないこと。②協定は実質的に (*substantially*)、すべての域内貿易に、適用されること、③協定の締結、改廃に当たっては、ガットに通告すること。さらに東京ラウンド (Tokyo Round) の結果、開発途上国は、*Enabling Clause* により、ガット第二十四条と同一の条件を充すこ



(注) ガット第24条およびEnabling条項に基いて通告された協定を含む。EECと欧州原子力共同体の設立条約のように、一つの通告の中に複数の条約が含まれることがある。ガットに加盟していない国や、フレーム・ワーク協定に基いて新しい条約が作られた場合(例 Latin American Integration Association)は、通告がなされない。

(出所) World Trade Organization, *Regionalism and the World Trading System*, Geneva, 1995, p. 25.

(図1) ガットに通告された地域的統合条約数(1948—1994年)

とによって、無差別原則に対する例外を認められた。その結果一九四八—一九四年にガットに対して、第二十四条に基く通告がなされた地域的経済統合は九十八、Enabling Clauseに基く通告は、十一に達したが(図1)、そのうちの約三分の一は、一九九一—一九四年に結成されたものであった。この点で注目されることは、ガットの報告によると、一九九〇年における世界貿易の五二%が、地域間または地域内の貿易によって占められており(同じグローバル化の進展した資本取引といえども、その三分の二は、僅か一〇か国の間の取引によって占められていた)、いずれの自由貿易協定にも、属していない主要ガット加盟国(あるいは区域)としては、僅かに日本とホンコンがあげられるに過ぎなかったことである。<sup>(6)</sup>

ちなみにWTOは、戦後の地域的経済統合の特色として、次のような点を指摘しているが、その第一はヨーロッパが主体であったことである。事実一九四八—一九四年に、ガットに通告された協定一〇九のうち七六は、西ヨーロッパの国々によるものであった(一九八九年の東欧革命後は、三十三の協定のうちの九が、中東欧によって占められた)。第二は自由貿易協定

が、西ヨーロッパ以外の国々の間で盛行したことであり、第三は関税同盟を達成したEC、CALICOM、MER COSURを除くと、いずれもが自由貿易地域の段階に止っていたことである。第四は開発途上国相互の地域的経済統合が、大部分その目的を達成することができず、一九八〇年代の前半までに、崩壊ないしは、大幅な修正を余儀なくされるに至ったことである。その原因としては、後述のような戦後の輸入代替工業化政策の失敗とともに、次のようないくつかの事由をあげることが可能である。<sup>(8)</sup>①域内における貿易自由化などの政策遂行に、熱意と一貫性が、みられなかったこと。②域内の工業補完計画が失敗したこと。③域内の機構整備が遅れたこと。④政治の不安定性と国境紛争に加えて、⑤政治的イデオロギーの対立がみられたこと。さらに開発途上国の場合には、関税収入に対する財政の依存度が高いため、関税の引下げに消極的となり、コストと利益の公正な配分がなされなかったことも、失敗の一因とされている。第五は農林水産物と、鉱物が除外されたことであり、第六は当初関税率の引下げに重点が置かれたものの、最近では非関税障壁の撤廃が焦点になったことである（そこにはサービス、知的所有権、環境保護などの広汎な分野が含まれる）。

ハーバラー(Gottfried Haberler)は、第二次世界大戦後の地域的経済統合の盛行を、統合の時代(Age of Integration)と呼称したが、<sup>(9)</sup>図1からも明らかのように、そこには二つの山場がみられ、一九七〇年代がリージョナリズムの第一波、九〇年代が第二波(Second Wave of Integration)、あるいは新リージョナリズム(New Regionalism)と名づけられている。<sup>(10)</sup>

とくに注目されることは、一九八〇年代の半ば以降、世界経済のグローバル化と、リージョナル化が同時並行的に進展をみせるに至ったことである。<sup>(11)</sup>グローバル化を象徴するものは、伝統的なクロスボーダーの財・サービスの移動だけでなく、企業間協力の進展、規制の緩和、通信技術の発達とそれに伴うコストの低下などを背景として、金融・

資本市場の統合が、劇的な進展を示すに至ったことである。しかしながらアメリカをみても、一九九二年における貿易の八五%は、OECD諸国との間におけるものであり（しかもその二分の一は、多国籍企業内部の社内取引であった）、一九九三年におけるアメリカの対外直接投資残高の八〇%も、同じくOECD諸国に対するものであった。従ってグローバル化といわれる現象も、より厳密に表現するならば、三極間、就中大西洋ベースの局地的な現象にはかならないのである<sup>(12)</sup>。

しかしながら一九八〇年代の後半以降は、開発途上国、とりわけ新興国における金融と経済の自由化が推進され、グローバル化の進展に拍車がかけられるに至ったが、中にはNAFTAへの加盟に伴って、それまでの自由化を一段と加速化したメキシコの場合のように、グローバル化とリージョナル化が、表裏一体の関係において、推進された例もみられたのである。同じくグローバル化のプロンプターとなったのが、多国籍企業であったとするならば、リージョナリズムに最初の弾みを与えたのも、生産コストの削減を求めて、開発途上国に進出した多国籍企業であった<sup>(13)</sup>。一般にグローバリズムが遠心的であり、ミクロ中心であるとするならば、リージョナリズムは求心的であり、民間よりも政府間の交渉、あるいは主権のプールされた地域的超国家機関の意思決定を通じて推進されるといわれるが、その実は上述のように必ずしも対立的なものとは限らない<sup>(14)</sup>のである。

途上地域における地域的経済統合は、グローバリゼーションに比べると、世界経済に及ぼす影響が軽微であるが、一九八〇年代の後半以降における新リージョナリズムの特色は、第一に事実上崩壊の状態にあった途上地域の経済統合が、蘇生し、あるいは新に創設されるに至ったことである。第二はNAFTAやAPECに象徴されるように、経済の発展段階を異にする開発途上国が、ヘゲモニーを握る特定の先進国を中核として、垂直的な経済統合の形成に乗り出したことである。第三にそれらの動きの中には、複数の大陸に跨る広域的な経済統合を指向するものも含まれて



おり、さらには上述のように大陸と大洋をこえて、ネットワークを形成しようとするスーパー・リージョナリズムが台頭しつつあることである。第四はそのようなスーパー・リージョナリズムの内部におけるヘゲモンに対抗して、ナショナリスティックな動きを示す小地域的な統合が、逆に触発されつつあることである。

そのようなリージョナリズムの多彩な展開は、次のようなくつかの要因に基くものである。その第一は、ウルグアイ・ラウンドの難航によって、ガットの多角主義に対する信認が低下したためであった。数次に渉るガットのラウンド交渉の結果、その重要性が低下した関税に代って、各国の関心事となったのは、非関税障壁の撤廃であるが、ガットはこの問題の処理に当って、無能ぶりを発揮した。アメリカがNAFTAやAPECを推進するに至ったのも、一つにはEUにゆさぶりをかけることによって、ウルグアイ・ラウンドの停滞を打開するためであったが、EUに対抗するためには、アメリカとしても多角主義からリージョナリズムへと、自らの政策を転換せざるをえなかったのである。

第二の要因は、新リージョナリズムの原発地ともなったEUの深化と拡大であり、とりわけ世界の国々を震撼させたのは、一九九二年末を目標とする域内市場計画の実現であった。さらにEUはEMUの創設に向けて巨歩を進める一方、一九九五年には第四次拡大を達成し、中東欧諸国を中核とする第五次拡大をも、始動させることになった。もともとEUの統合は、市場メカニズムと価格効果を第一原理とする古典派経済学の「価値の理論」に対抗し、構造政策によって、リージョナルな自由化の前提条件を造成しながら、複合的、段階的に経済領域の拡大を企図する歴史主義の「生産力の理論」に立脚するものであった。<sup>(15)</sup>従ってEUにおける統合の深化と拡大が、「ヨーロッパの要塞化」を懸念させるに至ったのも、強ち故なしとはしないのである。

第三は開発途上国、ないしは途上地域に特有の事情によるものであり、いくつかの例をあげるならば、次の如くで

ある。(イ)コメコン体制の崩壊に伴って、欧米の資本が、旧ソ連、東欧を指向し、途上国が国際資本市場において、疎外されることが懸念されたこと。(ロ)戦後の輸入代替工業化戦略が失敗するとともに、一九八〇年代初頭の対外債務危機の処方箋として、構造調整政策が導入され、経済の自由化が促進されたこと。統合の第一波の時代には、ラテン・アメリカのナショナリズムや、サハラ以南のアフリカにおける反植民地主義が、リージョナリズムを主導し、途上国は地域的統合を進めることによって、交渉力の強化と交易条件の改善をはかろうとした<sup>(16)</sup>。しかしながら第二波の統合段階においては、経済的に同質的な国々の間で、水平的な経済統合を形成しようとした第一波の時代とは違って、異質的な南北間の垂直的な経済統合が、台頭するに至っている。NAFTAはその好例であり、それによってメキシコは、アメリカの資本を受入れ、巨大な輸出市場へのアクセスを認められる反面、アメリカは逆にメキシコにおける自由化を、条約によって保証されることになったのである。そのような動きはラテン・アメリカだけでなく、輸出に依存するアフリカやアジアの国々にも、通有の現象であり、多角的貿易交渉によって、市場へのアクセスを改善することが困難の度をますにつれて、多角主義からリージョナリズムへの地殻変動が加速化されるに至ったのである<sup>(17)</sup>。

そのほかにも第二波統合の特徴をいくつか列挙するとするならば、第一は冒頭でもふれたように、第一波が貿易を中心(ただしECは究極的に、政治統合を指向していた)としていたのに対して、第二波はサービス、資本、労働の移動や、知的所有権、環境保護などの広汎な分野に涉っていることである。事実第二波の地域的経済統合は、経済だけでなく、政治、社会、文化の各分野に跨るものが少くなく、多次元的な性格をもつに至っている<sup>(18)</sup>。第二は開発途上国が、第三国に対する障壁を設けて、自国産業の保護を目的とする内向的な統合から、競争的、非排他的な外向的統合のアプローチを指向するに至ったことである。第三はテクノクラート主導型の経済統合から、ビジネスや消費者の参加を伴う市場志向型の統合アプローチへと転換しつつあることである。一例としてフィリップス社の監査役会議長

も、インタビューに答えて、リージョナル化は、グローバルな競争に不可欠な踏み台であると述べている。<sup>(19)</sup> 第四はアメリカが多角主義を標榜する傍ら、リージョナリズムを推進するに至ったことであり、第一波が北―北、南―南の地域的統合として性格づけられていたのに対して、第二波の最大の特徴は、既に付言したように、南―北の経済統合が台頭するに至ったことである。アメリカは、経済的較差を異にするラテン・アメリカの国々と隣接し、リージョナル化の限界を指摘されていたが、南―北経済統合の展開によって、そのような制約を克服することが可能になった。<sup>(20)</sup> しかしながら後述のように開発途上国との南―北統合には、途上国と輸入面で競合する労働集約的産業部門だけでなく、労働組合や環境保護団体の抵抗が強く、その帰趨は、アメリカ国内の政治情勢にかかっている。

上述のようにグローバリズムとリージョナリズムは、本来的には背反的な原理であるが、マクロ的にも、ミクロ的にも相互規定的な側面をもっている。問題はリージョナリズムが、多角主義の阻害要因となるか、あるいはそれを積み上げて、多角主義に到達するためのブロック石とみるべきか否かであり、この点については、楽観論と悲観論が対立している。この問題に対処するためには、貿易転換効果と貿易創造効果、およびダイナミック効果との比較較量が、必要とされるが、悲観論者は関税、原産地規則などの差別的な措置の影響や、関税収入の減少などの負の影響を重視する。それに対して楽観論者は、EUを除くと、域内貿易よりも域外貿易の比重が高く、EUの場合といえども域外貿易の対GDP比率がアメリカよりも高いことをあげて、貿易転換効果を否定し、開発途上国の場合には、ダイナミック効果の大きいことを強調する。<sup>(21)</sup>

しかしながら現状では、凡百の経済統合について、それぞれの経済効果を、説得力のあるような形で、計量経済学的に開示することは不可能であり、勢いこの問題の解決は、多分に未来学に属するような臆断に走らざるをえないものと思われる。リージョナリズムが多角化に寄与すると主張する楽観論者は、地域的経済統合が、共通の目的を指向

する国々の間における貿易の自由化を推進する上で、挺子となるだけでなく、新しい分野における交渉と政策の調和を通じて、統合を深化させ、それが他の地域に対しても、デモンストレーション効果を及ぼすことを強調する。NAFTAやAPECの展開が、逆にウルグアイ・ラウンドにおける多角的貿易交渉の進展に寄与したことは、その好例であり、同じく、EUが独仏間における積年の確執を解消し、MERCOSURが、ブラジルとアルゼンチン間の対立の改善に貢献した<sup>(22)</sup>ことも、その例証とされる。

それに対してバグワティ (Jagdish Bhagwati) は、アメリカにおいて支配的な上述のような楽観論を、ナイーブな意見として退け、NAFTAによって、ウルグアイ・ラウンドが促進されたとしても、自由貿易協定が解消されなかった事実を強調している。クルーガー (Anne Kruger) も、自由貿易協定が、貿易転換効果を齎す限りにおいて、貿易の多角化は、それによって阻害されると主張している<sup>(23)</sup>。事実NAFTAは、ウルグアイ・ラウンドの進展に弾みを与えたが、WTOの創設によって、差別主義的なNAFTAが解消された訳ではない。第二波の統合段階における現実は、リージョナリズムと多角主義が、求心力と遠心力の相克する中で、相互に牽制し合いながら拮抗し、いずれか一方の方向に、自己を発展的に解消することが、至難であることを示している。

欧州委員会は、ナポリにおけるG7サミットの決定した国連とブレトン・ウッズ体制の見直しを行うために、報告書を作成したが、そこにおいては多角主義との共生を謳う反面、EUがリージョナリズムへの積極的なアプローチに、強い関心をもっていることを明確に宣言した<sup>(24)</sup>。一方のアメリカにおいても、リージョナリズムは、自由貿易論者と保護主義者の双方にアピールして<sup>(25)</sup>おり、リージョナリズムと多角主義の対立を、EUとアメリカの角逐として把える構図は、余りにも短絡的に過ぎるといわざるをえない。のみならずアメリカの国際企業集団といえども、NAFTAの創設に当っては、それを支援していたのであり、リージョナリズムに反対したのは、むしろアメリカ国内の保護主義

的な団体や産業であった。それから明らかなように、リージョナリズムと多角主義の対立は、一義的な解釈になじまないが、リージョナリズムの弊害を緩和するためには、地域的統合相互の間における自由化への努力が必要とされる。それに反してそれぞれの地域的経済ブロックが、相互に障壁を高め、差別的な措置を導入する場合には、世界の経済にとって、誠に憂慮すべきことになりかねないのである<sup>(26)</sup>。

## 注

- (1) Andrew Hurrell, "Explaining the Resurgence of Regionalism in World Politics", *Review of International Studies*, Vol. 21, 1995, p. 333.
- (2) Enzo Grilli, "Multilateralism and Regionalism: A still difficult Coexistence", in Ricardo Faini and Enzo Grilli (eds.), *Multilateralism and Regionalism after the Uruguay Round*, Basingstoke, 1997, p. 194.
- (3) Andrew Wyatt-Walter, "Regionalism, Globalization and World Economic Order," in Louise Fawcett and Andrew Hurrell (eds.), *Regionalism in World Politics*, Oxford, 1995, pp. 82, 96.
- (4) Hurrell, *of. cit.*, p. 333.
- (5) *Ibid.*, pp. 334-337.
- (6) Wyatt-Walter, *op. cit.*, pp. 75, 116. 日本も一九九八年には、韓国との間で自由貿易協定の交渉を進めつつあることが報道された。
- (7) World Trade Organization, *Regionalism and the World Trading System*, Geneva, 1995, p. 27-28.
- (8) Grills, *op. cit.*, p. 211.
- (9) G. Haberler, "The Integration and Growth of the World Economy in Historical Perspective", *The American Economic Review*, Vol. LIV, No. 2, Part I, Mar. 1964, p. 4.
- (10) リージョナリズムの第二波 (Second Wave of Regionalism) は、Peter Jagdish Bagwati, "Regionalism", in Taimede Melo and Arvind Panagariya (eds.), *New Dimensions in Regional Integration*, Cambridge, 1993, p. 24. 新リージョナリズムは、Peter Robson, "The New Regionalism and Developing Countries", *Journal of Common Market Studies*, Vol. 31, 1993, p. 27.

No. 3, Sep. 1993, p. 330 参照。

- (11) Allen J. Morrison, David A. Ricks and Kendall Roth, "Globalization versus Regionalization", in Michael R. Czinkota and Masaki Kotabe (eds.), *Trends in International Business*, Malden, Mass., 1998, p. 276.
- (12) Wolfgang H. Reinicke, *Deepening the Atlantic*, Güttersloh, 1996, pp. 32-33.
- (13) André Mommen, "External Pressures Shaping Regionalism", in Alex E. Fernández Jilberto and André Mommen (eds.), *Regionalization and Globalization in the Modern World Economy*, London, 1998, p. 27.
- (14) Charles Oman, "Globalization and Regionalization in the 1980s and 1990s", in Marjan Svetličić and H. W. Singer (eds.), *The World Economy: Challenges of Globalization and Regionalization*, Basingstoke, 1996, p. 142.
- (15) 柿内正徳「Andre Marchalの構造政策とヨーロッパ経済統合(その一)」『社会科学論集』第二〇巻(市郵学園短大)、一九七六年三月。抽稿「欧州経済通貨統合」、関東学院大学経済学部編『環境変化対応の経営戦略』株式会社ぎょうせい、平成三年、三九一―三九二ページ。
- (16) Grilli, *op. cit.*, p. 196.
- (17) 孤立化をちけるために、中小の輸出国は、それぞれの貿易ブロックに帰属しなくてはならない (Asante, *op. cit.*, p. 8)。
- (18) これは Björn Hetne の言葉である (S. K. B. Asante, *Regionalism and African Development*, Basingstoke, 1997, p. 7).
- (19) Morrison, Ricks and Roth, *op. cit.*, p. 277.  
グローバルな競争に備えるためには、スケール・メリットや共通の規格などが必要とされるためである (*ibid.*)。
- (20) Asante, *op. cit.*, p. 7.
- (21) C. Fred Bergsten, "Open Regionalism", Id. (ed.), *Whither APEC?*, Washington, 1997, pp. 85-87. 参照。
- (22) *Ibid.*
- (23) T. N. Srinivasan, *Developing Countries and the Multilateral Trading System*, Boulder, 1998, pp. 63-64 を引用。
- (24) European Commission, *Towards a More Coherent Global Economic Order*, Brussels, 1998, p. 101.
- (25) Wyatt-Walter, *op. cit.*, p. 118.
- (26) *Ibid.*, p. 120.

### 三 NAFTAとFTA

#### (イ) 西半球経済協力の展開

NAFTAは、一見すると、一九八八年に締結されたカナダ・アメリカ自由貿易協定(CUSFTA、Canadian-US Free Trade Agreement)に、メキシコが参加したようなものとみられ勝である。同じくNAFTAの南への拡大(FTA)も、一九世紀の初頭以来、連綿として継承されてきたパン・アメリカニズムの延長線上において、把えることが必要である。そのようなみで、CUSFTAとパン・アメリカニズムの展開を、最初に考察することにしよう。

#### (a) 自動車協定とCUSFTA

カナダは一八四六年に英連邦特惠が停止されたため、アメリカ市場へのアクセスを求めるに至り、一八五四―六六年には、Reciprocal Free Trade Agreementを締結することにより、一定の限度まで無税で、アメリカに輸出を行うことが可能になった。一九一〇年には、包括的な条約を締結しようとする動きが高まったが、それに反対する保守党が政権の座についたため、この構想は、陽の目をみるに至らなかった。第二次世界大戦後、深刻な経済危機に見舞われたカナダは、アメリカの輸出入銀行から借款をうけ、ニューヨーク資本市場において資金を調達するとともに、アメリカとの経済的補完性を確立するため、自由貿易協定の締結を検討するに至った。一九四八年には、米加自由貿易地域の創設が論議されたが、やがてカナダの国際収支が、マーシャル・プランの影響によって改善されたため、カナダは政策を転換して、リージョナリズムよりも、ガット体制下の多角主義を優先することになった。<sup>(1)</sup>

一九六〇年代には、アメリカ系多国籍企業のカナダへの進出とも相俟って、カナダは経済、政治、文化面におけるアイデンティティの喪失を危惧するに至った。反面巨大なアメリカ市場の魅力も、捨てることができず、両国の間に

において、包括的な貿易協定を締結する可能性が論議された。その結果一九六五年には、自動車協定 (Autopact. Autonomie Agreement) が締結され、カナダとアメリカの自動車メーカーの間において、自由貿易地域が形成されることになった。一九五〇—六〇年代には、アメリカのビッグ・フォーが、カナダとの間における生産と販売のネット・ワークを強化したため、自国自動車産業の衰退を危惧するカナダは、六〇%の現地調達比率を要求した。それに対してアメリカは、タイヤを除き、最低五〇%の部品が、アメリカあるいはカナダ産であることを、条件とすべきであると主張した。この協定は、MFN (最恵国待遇、Most Favoured Nation) 原則に反するが、カナダはウェイバーを求め代りに、安全基準を充たす第三国の自動車メーカーに対しても、無税輸入を承認した<sup>(2)</sup>。

しかしながらアメリカの経済的支配に対するカナダの恐怖感は依然として根強く、トルード政権はカナダの産業構造を転換させることによって、輸出市場の多様化をはかろうとした。(第三の選択 = Third Option と呼ばれる) そのためカナダは、天然資源を加工し、第二次産業を育成するとともに、産業の国際競争力を高めるために、合理化と研究開発の奨励、ハイテク企業の誘致、生産手段のコントロールを強化した。また雇用と成長の地域間較差を是正するため、金融支援を行うとともに、外国企業に対する監視を強化して、外国投資家のパフォーマンスを改善させようとした。しかしながらカナダの国際競争力は、依然として向上せず、東京ラウンドの結果、関税の保護主義的な役割が低下する一方、アメリカにおいては、逆に保護主義が台頭し始めた。アメリカとしても、一九六〇—七〇年代には、労働集約的な産業から資本集約的な産業への転換を試みてきたが、一九八〇年代には、ドル高に加えて、農業がインドやインドネシアなどに追撃され、ハイテク産業も日本によって脅かされるに至った<sup>(3)</sup>。

そのような状況の中で一九八五年には、アメリカとイスラエルとの間で、自由貿易協定 (US-Israel Free Trade Agreement) が締結されたが、それは単に経済的な理由によるだけではなくて、軍事的、戦略的な思惑が秘められていた<sup>(4)</sup>。



さらに一九八八年には、ガット体制下における最も広汎な自由貿易協定<sup>(5)</sup>ともいわれるCUSFTAが締結されたが、その背景としては、ウルグアイ・ラウンドの難航と、EUの要塞化に対するアメリカ議会筋の不满を指摘することが可能である<sup>(6)</sup>。アメリカはそれによって、カナダの連邦と州政府による差別的な政府調達<sup>(7)</sup>の是正、各種生産基準の調整、農産物の輸出に対する障壁の除去、知的所有権の保護（この問題は協定に取り入れられなかった）、保険等の金融サービスに対するアクセスの改善をはかるとともに、ウルグアイ・ラウンドにおける多角的交渉のモデルにしようとして試みた。さらにアメリカは、カナダに対して、資本の自由化と、果実や野菜に対する高率の季節関税の撤廃を要求した<sup>(7)</sup>。一方のカナダは、アメリカ市場へのアクセスを、条約によって保証してもらうとともに、アメリカからの資本の導入を期待した（ただし文化とエネルギー部門は、除外された）。

交渉の結果CUSFTAは、①双務的な貿易、サービスに対する障壁の除去、公正貿易と競争の促進、②双務的な投資制限の除去、③協定の共同管理と紛争の処理、④双務的、多角的協力の促進を、目的として掲げ、貿易と、サービスと投資については、内国民待遇を供与することになった（ただし保険を除く金融サービスの自由化は、見送られた）。CUSFTAの交渉において、最も問題となったのは、自動車の取扱であり、現地調達比率を五〇%とする原産地規則が採択された。その結果として、協定の第一〇章前文においては、部品の大部分が、北アメリカで製造、あるいは購入されない限り、アジアの自動車組立メーカーに差別的な関税を賦課することが明記された。反面、カナダに進出したアメリカのビッグ・スリーは、自動車協定で課せられていた生産/販売比率等の制約を免除された。そのような原産地規則は、CUSFTAにおいて、何ら修正されることのなかったアメリカのダンピング課税、報復関税措置とも相俟って、CUSFTAを、きわめて保護主義的な色彩の強いものと化するに至ったのである<sup>(8)</sup>。

## (b) パン・アメリカニズムの展開

西半球というコンセプトが確立したのは、一九世紀の初頭といわれ、一八一一年には、テリトリー(植民地領)が外国に割譲されることに対して、危惧の念を表明したNo Transfer Resolutionが、アメリカの議会において決議された。さらに一八二三年には、モンロー主義(Monroe Doctrine)が宣言され、①アメリカ大陸は、ヨーロッパの植民地ではないこと、②アメリカは西半球と密接な関係にあること、③アメリカとヨーロッパは、政治制度を異にすること、④それを西半球に適用しようとすることは、アメリカの平和と安全を脅かすものであることが闡明された。しかしながら十九世紀には、孤立主義とともに、米州問題に関与しても、アメリカの利益にならないと主張する“*No benefit*”主義が横行し、一八二六年の第一回パナマ会議にも、アメリカは代表を派遣しなかった。一八八〇年代には、アメリカのイニシアチブで、西半球における政治協力と、通商、平和の促進を目的とする新パン・アメリカニズム(New Pan-Americanism)が台頭し、一八八九年には最初の米州諸国会議(Conference of American States)が、ワシントンにおいて開催された<sup>(9)</sup>。そこにおいては、米州関税同盟の創設、港湾鉄道関係者の定期的な情報交換、関税規則と度量衡制度の統一、商標・著作権の保護、共通銀行券の発行などが論議された。しかしながら一八九〇年のマッキンレー関税法(Mckinley Tariff Act)によつて、米州関税同盟構想は頓座し、一九〇一年のメキシコ・シテイにおける第二回会議においては、最早この問題が討議されなかつた<sup>(10)</sup>。

貿易の自由化については、十九世紀の末葉に至るまで論議されず、むしろドイツ関税同盟に関心をよせ、これを支持する動きが強まった。それに加えて、カトリックを信奉するラテン・アメリカは、プロテスタントが中枢を占めるアメリカと、宗教的に相容れず、政治的にもアメリカが中立を維持する一方、ブラジルやアルゼンチンなどにおいては、「ヤンキーギョウフ」(Yankeephobia)が蔓延したため、一八九〇—一九二〇年には、パン・アメリカニズムが退潮し

た。しかしながらその反面においては、西半球の貿易が拡大するとともに、アメリカの干渉を排除(Drargo Doctrinと呼ばれる)するため、西半球の機構を創設しようとする気運が台頭した。パナマ会議の一〇〇周年を記念して、一九二六年に開催されたパン・アメリカン会議においては、米州機構の創設案が提出されたが、アメリカとラテン・アメリカの主要国が、反対したため、この構想は頓挫した<sup>(11)</sup>。

一九三〇年代を迎えると、パン・アメリカニズムが再燃し、一九三三年にルーズベルトは、善隣外交(Good Neighbor Policy)を提唱した。それは軍事的介入の代りに、民主的価値に基いて、西半球の結束と、集団安全保障を強化しようとするものであった。ニュー・デイル下アメリカは、双務的にラテン・アメリカとの貿易の拡大につとめ、ハル國務長官は、一九三三年に、米州諸国との間における関税の引下げを提唱した<sup>(12)</sup>。しかしながら大恐慌を契機として、ラテン・アメリカの国々においては、世界経済への関与を、経済の不安定化と貧困化の原因とする見方が強くなり、ラテン・アメリカの国々は、輸入代替工業化政策に着手した<sup>(13)</sup>。加えて一九三八年には、メキシコがアメリカの石油会社を接収したため、事態は一時悪化した<sup>(14)</sup>が、第二次世界大戦の勃発とともに、ラテン・アメリカの八か国が、ドイツに宣戦を布告した。一方のアメリカは、ラテン・アメリカに対する支援を強化し、アメリカとラテン・アメリカの国々は、信頼関係を確立した。そのような状況において、ラテン・アメリカの国々においては、全体主義に対する批判的なムードが高まり、一九四四―四五年には、民主主義体制に移行する国が、増大した<sup>(15)</sup>。

朝鮮動乱の勃発とともに、メキシコの鉄鋼や硝子に対するアメリカの需要が増大したが、戦後一時的に手工業者の移民が禁止されたため、メキシコは国境地帯に、輸出加工区(Maquiladoras)を創設した<sup>(16)</sup>。一九五〇年代にはキューバにカストロ政権が生誕し、共産主義の浸透を恐れるアメリカは、テラン・アメリカ諸国のソ連への接近を抑止しようとしたが、アメリカの反共民主主義のスローガンは、ラテン・アメリカ諸国の自主外交路線を規制することができ

ず、一九五九年にブラジルの大統領は、ソ連を訪問した。アメリカはラテン・アメリカに対する援助を増強し (Developmentalism)、一九六四年にアメリカ国務省のトーマス・マン (Thomas Mann) は、共産主義に反対し、アメリカの企業を歓迎する限り、全体主義をも容認しようとするマン・ドクトリン (Mann Doctrine) を発表した<sup>(16)</sup>。

「パン・アメリカニズムの勝利」、あるいは「西半球思想のルネッサンス」とも、誇大な賞賛<sup>(17)</sup>を浴びながら、「進歩のための同盟」 (Alliance for Progress) をモットーとするプンタ・デル・エステ憲章 (Punta del Este Charter) が調印されたのは、一九六一年のことであった。そこにおいては、国際協力、国内の構造改革、持続的な経済開発、公正な分配、行政サービスの改善が謳われ、アメリカは二〇〇億ドルの支援を約束した。それはキューバを孤立化し、共産勢力の浸透を阻止することが狙いであったが、ラテン・アメリカの国々が、土地の保有制度、行政・税制・教育制度の改革に抵抗したため、同盟の精神は一千日とは持続されなかった<sup>(18)</sup>。

一九六七年にはジョンソン大統領が、進歩のための同盟を復活させるため、プンタ・デル・エステの米州首脳会議において、ラテン・アメリカにおける経済統合の促進と、そのための一五億ドルの援助を約束したが、アメリカの議会は、これを否決した。一方のラテン・アメリカも、アメリカの資金援助が、少額であっただけでなく、アメリカの民間資本によって、自国の経済と主権が、制約されることを懸念した。その結果一九七〇年代の末に転機を迎えるまで、パン・アメリカニズムは後退し、アメリカとの貿易も停滞した<sup>(19)</sup>。そのような状況の中で、テラン・アメリカの国々は、アメリカの支配に対抗し、自立的な経済開発を促進するため、別稿でのべたように、CACM、LAFTA、Andes Group、CARICOMなどの地域的、小地域的な経済統合計画を展開した。

## (ロ) NAFTAの形成

## (a) NAFTAへの助走

アメリカ、カナダとラテン・アメリカを包摂する西半球の経済統合が、アメリカの政治家の間で、超党派的に論議されるようになったのは、一九七九年のことであり、その年の初めには、National Governors Associationが、ジョージア大学の作成した広汎な北米協立案の検討を行った。一九八〇年の一〇月には、カナダとメキシコの政府および民間の代表とともに、この問題を検討する場として、North American Councilの創設を検討するため、作業部会が設置された。アメリカの議会も、北米共同市場の創設、大陸ベースの共通エネルギー政策、三国貿易委員会の創設等を論議するとともに、一九七九年通商法を改正して、大統領に三国間の経済的関係について、検討することを指示した。それに基づいて一九八〇年には、上院と下院にNorth American Trade Caucusesが創設されたが、その年のアメリカ大統領選挙に当っては、民主党のケネディ候補が大陸エネルギー市場の創設を提唱するとともに、レーガン候補もNorth American Accordを提言した。その背景としては、①第二次石油ショックの発生、②アメリカの経済的優位性の後退、③EC統合の進展、④メキシコとの国境地帯における公害、移民などの問題の発生があげられる<sup>(20)</sup>。

レーガン候補は、一九七九年の七月、メキシコを訪問し、North American Accordについて協議を行ったが、ガットへの加盟を目標とするメキシコは、地域的なアプローチに乗り気でなく、カナダも隣の巨人に対する警戒の念を表明した。一九八一年の夏には、レーガンもトライラテリズムを断念したが、一九八二年における不況と石油価格の下落、および対外債務危機の発生に伴って、カナダとメキシコも、政策の一大転換を余儀なくされた。一九八二年には、カナダのトルード政権が、アメリカとの間における部門別自由貿易地域の創設を提唱した。一九八四年の九月には、マルローニ政権が、アメリカとの経済関係を改善するため、エネルギー計画を廃止するとともに、外資に対する

規制を緩和した。アメリカの議会も、イスラエル、カナダとの双務的自由貿易協定の交渉権を、大統領に許容し、既述のように、一九八九年の一月には、CUSFTAが発足した。<sup>(21)</sup>

一方のメキシコにおいても、一九八二年に大統領に就任したデル・マドリッドは、メキシコ経済の自由化を推進するとともに、アメリカと貿易と投資に関する第一次フレーム・ワーク協定を締結した。一九八五―八九年には、関税の引下げと、輸入制限の大幅な緩和を実施し、第二次フレーム・ワーク協定の締結と、ガットへの加盟（一九八六年）を実現した。<sup>(22)</sup>一九八七年までには、工業製品の輸入自由化を達成したのをはじめとして、税制の改革、国営企業の民営化、規制の緩和を促進した。そのようなメキシコの自由化政策を、さらに一段と加速化したのは、後任のサリナス大統領であり、外国資本の誘致に全力を傾注した。そのためには、憲法を改正して、土地の保有制度をはじめとする構造改革を実施するとともに、金融市場の開放、貿易、投資の自由化を促進したが、メキシコの経済自由化政策が展開された背景としては、次のような事由をあげることが可能である。第一は一九八〇年代初頭のリセッションと、債務危機を克服するために、アメリカ市場に対するアクセスと、資本の導入が急務とされたことである。ちなみにメキシコの対米輸出は、一九八〇年代には石油が、大宗を占めていたが、一九九〇年代には家電製品や、自動車の部品などの製品輸出が主体となり、メキシコの輸出の四分の三はアメリカに向けられていた。<sup>(23)</sup>しかしながら対米輸出の八〇％以上は、アメリカの関税率が、平均して〇・一〇・五％であり、しかも輸出の二六％については、一般特惠関税が適用されていたので、問題はアメリカの関税よりも、むしろ非関税障壁の撤廃であった。<sup>(24)</sup>同じくメキシコが、貿易以上に関心をよせたのは、資本の導入であったが、その理由はメキシコが、CUSFTAによって、貿易とともに、投資の転換効果を免れなかったためである。それにもまして喫緊の要務となったのは、後述のように、ソ連・東欧の変革に伴って、メキシコが国際資本の流れから疎外される危険性が高まったためであった。

第二は米系多国籍企業の進出に伴って、アメリカとメキシコとの間に市場主導型の経済統合が形成されつつあったためであり、一九九二年におけるアメリカのメキシコ向輸出の四〇%（カナダの場合も、貿易、サービス取引の四〇%）、逆にメキシコからの輸入の三六・三%は、多国籍企業の社内取引によるものであった。それはアメリカの親会社と、子会社との間に形成されていたヒエラルキカルな hub と spoke の関係を反映したものであった。<sup>(25)</sup>

第三はメキシコ政府の首脳部が、ネオ・リベリズムを信奉するアイビー・リーグの出身者であったことであり、輸入代替工業化政策に代って、IMF、世銀の推進する構造調整政策が導入されたのも、一つにはそのためであった。<sup>(26)</sup> それに加えてメキシコの政治構造も変化し、一九八〇年代における石油収入の減少と、対外借款の先細りに伴って、政府の補助金に寄生する集団の代りに、自由化を求める輸出業者と、外国投資家の発言権が強まっていた。<sup>(27)</sup>

一方のアメリカにとっても、九千万人の人口の半数が、一八才未満であり、過去五年間に一人当り購買力が倍増するに至ったメキシコの潜在的な市場性<sup>(28)</sup>は、魅力的なものであった。さらにメキシコを、経済面から支援することは、アメリカの裏庭である中米の政治的、経済的な安定化に、つながるとともに、メキシコとの国境地帯における公害、麻薬、移民の取締りを実施する上においても、両国の間には、緊密な協力が必要とされていたのである。これを要するにアメリカとしては、メキシコにおける自由化を、条約によって保証させ、メキシコとの間における貿易・資本取引を拡大することによって、雇用を増加させるとともに、国際競争力の強化をはかろうとしたのである。

#### (b) NAFTAをめぐる論争

NAFTAのユニークな点は、一九一〇年の革命以来、アメリカの経済的支配を免れるために、貿易と投資の多様化をはかってきた<sup>(29)</sup>メキシコが、自ら進んでアメリカとの自由貿易地域の形成に、イニシアチブを發揮したことである。その直接的な契機となったのは、一九九〇年にダボスの世界経済フォーラム (World Economic Forum) に出席した

サリナスが、東欧革命後の状況の中で、ヨーロッパの国々が、遠隔地のメキシコを、一顧だにしなかったことに、驚愕したためであった。その翌日サリナスは、米通商代表部(USTR)のヒルズ代表と会談し、ブッシュ・アメリカ大統領との会見を申し入れた。<sup>(30)</sup>その理由はUSTRを窓口にする、交渉がはかどらないためであり、サリナスはテキサスの出身でメキシコに対する理解も深いベーカー國務長官を訪問して、ブッシュ大統領への口添えを依頼した。ブッシュはウルグアイ・ラウンドの仕上げに忙殺されていたため、当初はこの問題に乗り気でなかった。しかしながらベーカーの助言に加えて、USTRも予想されたよりも政治的、技術的に問題が少ないと答申したため、ブッシュは、議会筋の意向を打診するとともに、一九九〇年の三月、コダックス社のチャンドラーとAMEXのロビンソンを団長とする使節団を、メキシコに派遣した。全米商工会議所、全米製造業者協会(National Association of Manufacturers)も支持を表明し、とりわけビジネス・ラウンド・テーブル(Business Round Table)はこの問題に熱意を示したが、労働組合と、農業および労働集約的な産業部門は、これに反対した。その年の九月サリナスは、アメリカ政府に対して、正式に自由貿易協定の交渉を申し入れ、その翌月ブッシュも、議会筋に対して、メキシコとの交渉を行う用意がある旨を伝達した。<sup>(31)</sup>

一方のカナダは、一九八七年の総選挙において、CUSFTAが争点となり、奔命に疲れた苦い経験があるだけでなく、その後のリセッションも、自由貿易協定に起因するとの世論に押されて、<sup>(32)</sup>この問題には乗り気ではなかったが、カナダが参加しない場合には、貿易、投資面で、転換効果が危惧されるため、一九九一年の初めには、カナダも交渉に参加する方針を決定した。

一九九一年の春に、ブッシュ政権は議会に対して、通商交渉権の延長を要請したが、それは貿易問題の権限が議会に帰属するためである。ちなみに一九七四年の東京ラウンドに当って、大統領は通商交渉権を議会から与えられたが、



議会は限られた討議を行うだけで、協定に修正を加えることなく、起立によってこれを採決する方式 (Fast Track Rules) を導入した。その後一九八八年の通商法により、三年間の交渉権限が大統領に認められたが、一九九一年の三月までに、大統領が要請する場合には、上下両院いずれかの多数決により、さらに二年間の交渉権限が認められることになっていった。<sup>(33)</sup>

NAFTAの交渉は、一九九一年の六月に開始され、当初は大統領選挙の前に、完了させる予定であった。しかしながら交渉は進展せず、最終的に決着がついたのは、アメリカの大統領選挙が接近した一九九二年八月のことであった。

その原因は、アメリカの国内で反対運動が熾烈をきわめたためであり、CUSFTAの場合には、カナダとの経済的較差も、メキシコの場合ほど著しくなく、言語的にも、民族的にも、異質でなかったため、反対運動が起らなかった。<sup>(34)</sup> しかしながらNAFTAの場合には、メキシコとの経済的較差が著しいため、メキシコの低賃金を懸念する労働組合や、アパレル、硝子などの労働集約的な産業部門が反旗を翻し、メキシコにおける民主主義や人権、移民、麻薬、公害などの問題に反撓する各種の市民団体も、これに反対した (NAFTAに反対する United We Stand America's Membership は、二百万人の会員を擁し、アメリカ史上最大の市民団体に膨張した<sup>(35)</sup>)。

豊富な資金力と、組織力をバックとするペロー候補は、雇用がメキシコに奪われると主張して、NAFTAに反対し、ブッシュは真向から、これを反論した。クリントン候補は、NAFTAを支持するとともに、労働、環境問題を、補足協定に委ねる方針を示したが、それはやがて登場する新政権の方針として踏襲された。クリントン政権は補足協定の交渉を行うことについて、カナダ、メキシコ両国の同意をとりつけたが (カナダは総選挙の最中であり、メキシコではサリナスの後継者選びが行われていたため、両国は同意を渋っていた)、市民団体や有力議員が反対する状況の中では、補足

協定を上程しても、必要な賛成をうる事が困難であった。とりわけ一九九三年の九月には、NAFTAの批准問題がエスカレートし、クリントンは反対派に対抗するため、大統領経験者のブッシュ、カーター、フォードを、ホワイト・ハウスの東の間に招いて、キャンペーンを行った。また閣僚や議員をはじめとして、大統領までが、TVに出演し、アメリカの企業もTVや新聞、雑誌などのメディアを通じて、大々的な支援運動を展開した。とりわけ効果的であったのは、ゴア副大統領が、TVの人気番組、トーク・ショーでペローとの討論を行い、世論を逆転させることに成功したことである。その結果一九九三年の一月一七日に、NAFTAは二三四対二〇〇で下院の批准をうけ、それから三日後には、六一対三八で上院を通過した。<sup>(36)</sup>

NAFTAは、単なるCUSFTAの三極版というよりも、ハイブリッド的な性格をもっている。一例としてアメリカとカナダ、アメリカとメキシコのそれぞれの利害が異なるため、農業については、カナダおよびメキシコに、別箇の取扱いが認められたほか、自由化の対象となる製品と、規制の段階的な撤廃についても、CUSFTAとは異なる取扱いがなされている。<sup>(37)</sup> ちなみにNFТАは、第一〇一条に定める自由貿易地域を形成するため、第一〇二条において、財・サービス貿易の規制撤廃、公正な競争条件の促進、知的所有権の保護、投資機会の拡大を、目的として掲げている。NAFTAは、財・サービス、エネルギー、農業、電気通信、金融サービスの広汎な分野に涉り、加盟国は内国民待遇と最悪国待遇が与えられる。労働と環境については、補足協定が設けられ、紛争の処理についても、規定が設けられている。関税は五—一五年間に撤廃され、部門毎にそのスケジュールが定められている。問題は自動車および、一部の農産物について、厳格な原産地規則が定められていることである。自動車については現地調達比率が、CUSFTAよりも大幅に引上げられた(五六%、四年後には六一・五%)。自動車の部品は六〇%)が、それはメキシコに進出している日本企業などの自動車輸入を抑制することが狙いであった(貿易と投資の転換効果を恐れるメキシコとカナ

ダは、これに抵抗した<sup>(38)</sup>。

その他各加盟国は、自国のアンチダンピング法および相殺関税法を適用する権利を留保（第一九〇二条第一項）しており、衣類、精糖、貨物トラックなどの分野における非関税障壁の設定と強化、過渡期間後におけるオレンジ・ジュース等センシティブ商品に対する新しい関税の適用、急速な輸入品に対する関税の再賦課等の措置は、NAFTAを保護主義的な色彩の強いものにして<sup>(39)</sup>いる。

貿易面にもまして、NAFTAが重点を置いているのは、資本の自由化であり、NAFTAは、規制の撤廃だけでなく、送金の自由、収用とその補償についても、規定を設けている。しかしながらアメリカの防衛産業、カナダの文化産業、メキシコのエネルギー産業は除外され、各加盟国の電気通信、航空、海運、原子力発電、放送、漁業については、外資のマジョリティが禁止されている。そのようなNAFTAについて、フリードマンは、管理貿易の危険な先例であると批判したが、NAFTAが、鉄鋼、繊維、自動車の分野において、北米的規模の新しい障壁<sup>(40)</sup>を設定し、新たに貿易、投資ブロックを形成するに至ったことは、まぎれもない事実である。

#### (ハ) F T A AとS A F T A

##### (a) マイアミ米州首脳会議への途

NAFTAは、チリの加盟問題を皮切りとして、中南米諸国への拡大を志向しているが、西半球の全域を包含する広域的な経済統合の気運が台頭したのは、一九九〇年の二月、カルタヘナにおいて開催された麻薬対策のミニサミットにおいてであった。そこにおいては、アンデス・グループの首脳が、ブッシュ・アメリカ大統領に対して、冷戦の終焉した後のラ米政策を要望し、ブッシュはマルフォード財務次官補に、この問題の検討を指示した。その年の六月

に、ブッシュはE A I (Enterprise for the Americas Initiative) を発表し、民主主義と人権の擁護、環境の保護、貿易の自由化と、投資の促進、経済の自由化、および対外債務の削減を達成するため、五一億ドルの借款を供与することを約束した。それと同時にブッシュは、アラスカからフェゴ諸島に至る西半球自由貿易地域 (W H F T A、Western Hemisphere Free Trade Area) の形成を提唱し、アメリカはそのための第一歩として、一九九一年の末までに、スリナム、ハイチ、キューバを除く、カリブ海地域および中米の国々と、フレイム・ワーク協定を締結した。それはN A F T Aの転換効果を懸念するUS-Caribbean Initiativeの受益国や、ロメ協定参加国の不満を、和げるためのものでもあった。<sup>(41)</sup> E A Iは、援助と投資と債務救済の目的を達成するためには、資金的に不十分であったが、もともとブッシュは援助よりも貿易を重視していた。従ってE A Iは、債務を削減する代りに、貿易面で特惠を供与しようとするアメリカの財務省と、E A Iを安全保障問題の挺子にしようとする国務省との非神聖同盟の所産とみる向もある。<sup>(42)</sup>

ブッシュは、チリをN A F T A加盟の第一候補にあげたが、一九九二年の大統領選挙が接近するにつれて、ブッシュはW H F T A構想の推進について逡巡し始めた。その理由は、ブルーカラーのみならず、共和党の保守派までが、開発途上国との自由貿易協定に反対し、N A F T A、ウルグアイ・ラウンド交渉の雲行きまでが、怪しくなったためである。そのような状況の中で、チリの大統領がアメリカを訪問したが、チリのN A F T A加盟問題は、中断を余儀なくされた。新しく大統領に就任したクリントンは、W H F T Aと、チリおよびカリブ海地域のN A F T A加盟を支持し、「N A F T Aは、すべてのラテン・アメリカ諸国の玄関」であると声明した。しかしながら上述のようにN A F T Aの批准をめぐる、アメリカの国内情勢が紛糾するにつれて、クリントン政権の立場も微妙になり、ラテン・アメリカ諸国の外交官は、N A F T A加盟の可能性について、再確認を求めると至った。<sup>(43)</sup>

しかしながらN A F T Aの批准さえも、見通しが立たないような状況の中で、クリントン政権は、二つのラテン・

アメリカ政策を発表した。一つはNAFTAの批准後、チリとの自由貿易協定について、交渉を開始しようとするものであり、第二はカリブ海地域との暫定的な貿易協定の締結を意図したものであった。それに対しては、WTOを優先し、アジアを重視する観点から、反対する意見もみられたが、一九九三年の三月、アメリカを訪れたチリの蔵相が、自由貿易協定の締結を迫ったため、国家経済会議(National Economic Council)は、それを再確認した。それと同時に、クリントン政権はチリとの交渉を開始するため、ファスト・トラックを、アメリカの議会に、申請することを決定した。さらにその年の八月に、クリントンは、CARICOM加盟国の代表を、ホワイト・ハウスに招待し、カンタリーUSTR代表も、暫定貿易協定の作業を開始した。マイアミで開かれる予定の米州サミットが接近するにつれて、具体的な日程を示すべきであるとの意見が、アメリカとラテン・アメリカの財界筋から出されたが、その点で米州サミットの先蹤となったのは、一九九三年十一月のAPECシアトル・サミットであった。具体的な日程を設定することについては、反対も少なかったが、マイアミ・サミットの二三日前に、クリントンは、これを承認した<sup>(44)</sup>。

そのような経緯をへて、NAFTAの発足一周年に当る一九九四年の十一月には、マイアミにおいて、米州サミットが開催され、二〇〇五年までに、米州自由貿易地域(FTA、Free Trade Area of America)の交渉を完了することが合意された。そのための行動計画として、関税・非関税障壁の撤廃、農業、補助金、投資、知的所有権、原産地規則、ダンピング関税と報復関税、紛争処理、競争政策等について、包括的な協定を締結することが合意されるとともに、次の十五か月間の具体的な作業日程も決定された<sup>(45)</sup>。

国際経済研究所(Institute for International Economics)の試算によると、一九九〇年にFTAが発足する場合、二〇〇二年までには、ラテン・アメリカの輸出入が、それぞれ八七〇億ドルと、一〇四〇億ドル増加し、投資も六〇〇億ドル増加するものと推定されている。その結果GDPは二〇〇〇年までに一八%増大するが、アジア、ヨーロッパ

からの貿易転換は、僅かである<sup>(46)</sup>という。その信憑性は、定かではないが、マイアミの米州首脳会議においては、spoke (周辺国) よりも、hub (アメリカ) の利益に奉仕するものであるとして、一部に反対論のみられたカナダ<sup>(47)</sup>も、最終的にFTAAを支持し、アルゼンチンもこれに同調した。しかしながらラテン・アメリカにおける主導権を握ろうとするブラジルは、FTAAに反対し、メキシコも、NAFTAによって与えられたアメリカ市場に対する特惠的なアクセスが、失われる可能性について、懸念を表明した<sup>(48)</sup>。

(b) FTAAへのアプローチ

ハイチ、ドミニカ、パナマ、スリナム除くラテン・アメリカには、CACM、CALICOM、LIA、アンデス・グループ、G3、MELCOSURのような地域的、小地域的経済統合が群生しており、FTAAを形成するためには、NAFTAとの整合性を、いかにして確立するかが問題となる。最も理想的なアプローチは、西半球の国々が、イコール・フットイングに、広域的、一元的なFTAA協定を締結する方式であるが、そのためには、アメリカのリーダー・シップと、関係国の幅広いコンセンサスが必要とされる。しかしながら西半球各国の経済的、政治的状況は、複雑をきわめており、アメリカのヘゲモニーに対する警戒の念も強いので、この方式は実施可能性に欠けている。

第二の方式は、NAFTAを中核とし、その原則に従うことを条件として、個別の交渉に基いて、NAFTAに加盟する方式である。これは西半球諸国の分裂と対立を深める危険性があるが、これは現実には、アメリカの推進している方式である。第三は上述のようなラテン・アメリカの小地域的な各種の経済統合と、NAFTAが交渉を行う方式であり、この場合には、第二の個別交渉方式と異って、ラテン・アメリカ側の交渉力が強化される。ブラジルはこの方式を提唱しているが、アメリカとしても、地域グループの中の指導的な国と交渉すればよいので、場合によっては、

効率性を期待することも可能である。

次にマイアミのサミット以降におけるF T A A交渉の動きを一瞥してみることにしよう。アメリカの主張する第二のアプローチによる場合、N A F T Aへの加盟について大幅の裁量権をもっているのは、閣僚級の代表によって構成される自由貿易委員会(Free Trade Commission)である。加盟の申請が受理されると、アメリカ、カナダ、メキシコは、独自に当該国との貿易関係や、経済的整合性、および予想される各種の経済的調整について検討した上、三か国の会議が開催される。共通の方針が決定すると、加盟申請国との交渉が開始され、交渉が成立すると、各国議会の批准が求められる。加盟は、全会一致を条件とせず、仮にメキシコが反対しても、アメリカとカナダは、新しい加盟国との間で、協定を実施することが可能である<sup>(49)</sup>。

N A F T A加盟の第一候補にあげられたのはチリであるが、チリはいち早く民営化、規制の緩和、貿易の自由化等、ネオ・リベラリズムに基く経済政策を展開してきた。その結果チリは南米の優等生と目されるに至ったが、その反面においては、メキシコと違って、経済の規模も小さく、地理的にも離れているため、アメリカ議会筋の途上国に対する拒絶反応も、メキシコ程ではないとみられていた<sup>(50)</sup>。

マイアミの米州サミットの席上、F T A Aは、一年目にダイナミックな発展をとげ、三年目には、N A F T Aの南への拡大が達成されるとの楽観的な見通しが披露されたが、皮肉にもそれから二週間後に発生したのは、メキシコの通貨危機であった。それに伴ってアメリカの議会筋をはじめとして、人々がF T A Aに対して抱いていた薔薇色の夢は、根底から破砕された。通貨危機の直接的な影響だけでなく、メキシコがリセッションに陥るとともに、対米輸入も減少し、アメリカのメキシコに対する入超幅が拡大したため、当初N A F T Aを支持していた人々も、N A F T Aを見放すことになった。とりわけ一九九六年の大統領選挙が接近するにつれて、一部の繊維業者や、労働組合、南部

の民主党のみならず、共和党の内部にも、チリとの交渉に反対する動きが強まったため、クリントン政権は、ファスト・トラックの承認を求めることを断念した。アメリカを訪問したチリの大統領は、ブッシュとクリントンの二代に渉るアメリカの背信に怒りをぶちまけ、カリブ海地域と中米の国々も、同じく失望の色を顕にした<sup>(51)</sup>。

一九九六年におけるアメリカの大統領選挙における争点は、貿易問題より、社会保障や医療問題に移り、クリントン政権は、ファスト・トラック（一九九四年に失効）がえられないまま、ITA (Information Technology Agreement) や、WTOの電気通信サービス、金融サービス交渉に臨まなければならなかった。一九九七年の初めに、クリントンは議会に対して、ファスト・トラックの更新を求めたが、上院はこれを承認したものの、下院は投票を行うことなく、自然休会に入った。さらに一九九七年の七月に発生したアジアの通貨危機が、この問題の見通しを、一段と不透明なものとしたことは否めない。一九九八年の年頭教書でクリントンは、ファスト・トラックに対する再度の挑戦を声明したが、この問題の優先度が後退したことは、衆目の認めるところでもあった。議会においても、大統領の通商交渉権を、WTOの多角的交渉、あるいは部門別の交渉に限定しようとする動きがみられたが、懸案のチリを除く、開発途上国との自由貿易協定に対しては、依然として消極的な見方が支配的であった<sup>(52)</sup>。

なおその間においても、FTAを創設するための作業は持続され、一九九六年三月のカルタヘナにおける米州貿易会議においては、十一の作業部会が設置された。その翌年には、紛争の処理に関する作業部会が創設され、デンバーにおける会議では、官民のパートナーシップを確立するため、American Business Forum が創設された。一九九五―九六年には、二三のイニシアティブと、一五〇の行動項目が提出されたが、各国の政府は、これを実行するだけの能力も、資金も持ち合わせていなかった<sup>(53)</sup>。

そのような動きと並行的に、チリはNAFTAへの加盟をまたずに、メキシコ（一九九一年）、コロンビア、ベネズエ



ラ（ともに九二年）と双務的な自由貿易協定を締結した。一九九四年にはMERCOSURとの関係を深めることによつて（一九九五年にクリントンが、ファスト・トラックの承認を断念して以来、両者の関係は、一段と緊密の度をましていた）、チリはアンデス・グループ、MERCOSUR、CALICOM、CACMの結節点としての地歩を固めるに至った（メキシコもチリのほかに、ベネズエラ、コロンビア、ボリビアと自由貿易協定の交渉を開始した）。それに対してブラジルは、MERCOSURを強化して、漸進的に域内の自由化を推進するとともに、企業の国際競争力を培養しようと試みた。その上でブラジルはMERCOSURを、他のラテン・アメリカにも拡大し、SAFTA (South American Free Trade Area) を形成しようと企図している。<sup>(54)</sup>ブラジルがSAFTAを提唱したのは、一九九三年十月のことであり、その翌年には、この構想がLAI Aの会議に提出されたが、そこではコロンビアやベネズエラが、これに関心を示した。そのようなブラジルの動きについては、西半球の経済統合を目的とするものではなくて、あくまでも第三世界のリーダーとして、国連安保理事会の常任理事国たらしめるブラジルの政治的な野心の表白であり、MERCOSURをかつての非同盟諸国会議の複製にしようとするものであるとの見方もなされている。<sup>(55)</sup>

ちなみにNAFTAの転換効果が最も大きいのは、ブラジルであり、ブラジルがNAFTAの南への拡大に、批判的な理由としては、次のような事由があげられる。①ブラジルの貿易は、アルゼンチンと同じく、アメリカ（ブラジルの輸出の二〇%、アルゼンチンの九%を占めている）よりも、EUに依存する度合いが強いこと。②知的所有権、政府調達、サービス貿易、競争政策などの分野で、センシティブな問題を抱えていること。<sup>(56)</sup>③MERCOSURが弱体化し、ブラジルとアルゼンチンの対立が、再燃しかねないこと。④対米交渉力の強化が先決とされること。⑤ネオ・リベラリズムに基く、自由主義経済の歴史が浅く、⑥アメリカの資本に対抗するためには、企業の国際競争力が弱いこと。<sup>(57)</sup>それに対してアルゼンチンは、経済の自由化をはかることによつて、アメリカの資本を導入しようとし、チリとともに、

NAFTAへの加盟を希望していた。しかしながらメキシコ通貨危機の余波をうけて、アルゼンチンは、ブラジルとともに、関税の引上げ、例外品目の再交渉、共通関税の見直しなどを迫られるとともに、為替相場の安定について、ブラジルと協議するなど、対外経済政策の修正を余儀なくされた<sup>(58)</sup>。SAFTAの一つの難点はチリなど一部の国を例外として、MERCOSURとラテン・アメリカ諸国との経済的關係が、稀薄なことであり、SAFTA構想が、現実に定着するためには、より明確な統合の目的と、それを推進するための具体的な計画が必要とされる<sup>(59)</sup>。いずれにしてもFTAが進展するためには、アメリカとブラジルの協調が必要であり、アメリカのイニシアチブを大きく左右するものは、途上国との経済統合に批判的な国内の政治グループの動きであるといっても差支えがないであろう。

## 注

- (1) Peter Morici, "The Canadian-US Free Trade Agreement: Origins, Contents and Prospects", in D. Greenaway, T. Hyclak and R. Thornton (eds.), *Economic Aspects of Regional Trading Arrangements*, NY, 1989, p. 43. Michael Hart, *Decision at Midnight*, Vancouver, 1994, p. 418.
- (2) Morici, *op. cit.*, pp. 44-47. カナダは反面において関税を高くして、独自の産業基盤を確立しようとした。しかしながらカナダに対する外国投資の八〇%は、アメリカ資本であり、カナダは米系企業の支店経済と化していた (Robert Gilpin, "APEC in a New International Order", in Donald C. Hellmann and Kenneth B. Pyle (eds.), *From APEC to Xanadu*, Armonk, 1997, p. 32.
- (3) Morici, *op. cit.*, pp. 47-50.
- (4) Joe Foweraker, "Prospects for Hemispheric Free Trade", in Shoji Nishijima and Peter M. Smith (eds.), *Cooperation or Rivalry?*, Boulder, 1996, p. 162.
- (5) Morici, *op. cit.*, p. 51. NAFTAが包括的な協定といわれるのは、サービスと投資を含み、紛争処理機構が内蔵されているためである (Mikiko Iwasaki, "Dispute Settlement Mechanism of the US-Canada Free Trade Agreement", in *Id.*, ed.,

*Varieties of Regional Integration*, Münster, 1995, p. 14).

- (9) Roberto Bowzas, "Preferential Trade Liberalization in the Western Hemisphere: NAFTA and Beyond", in Jan Joost Teunissen (ed.), *Regionalism and the Global Economy*, Hague, 1995, p. 135.
- (7) Morici, *op. cit.*, pp. 50-51. アメリカのカナダに対する入超は、日本に次ぎ、アメリカとしてはサービス、投資、資源に対するインバーストメント、それをカンパニー単位とした (Iwasaki, *op. cit.*, p. 15).
- (8) John Holmes, "The Globalization of Production and the Future of Canada's Mature Industries", in Daniel Drache and Meric S. Gertler (eds.), *The New Era of Global Competition*, Montreal, 1991, pp. 12-173. カナダはGDPの四分の一を貿易に依存し、輸出の四分の三はアメリカ向であった。カナダはアメリカの保護主義に対処するため、紛争処理機構の役割を重視したが、アメリカの議会はカナダに貿易法上の特例を与えることに反対した (Iwasaki, *op. cit.*, p. 15)。
- (9) Richard E. Feinberg, *Summitry in the Americas*, Washington, 1998, pp. 15-18. 第一回会議はついでに、Commercial Bureau of American Republics 交渉会や第一回国際 International Bureau of American Republics として知られる) 一九一〇年の第一回交渉会とついでに Pan American Union と改称された (Clifford B. Casey, "The Creation and Development of the Pan American Union", *The Hispanic American Historical Review*, Vol. 13, Nov. 1933, pp. 436 ff.).
- (10) Joseph Grunwald, "Expanding the NAFTA?: From early Pan-Americanism to Hemispheric Economic Integration," in Richard S. Belous and Jonathan Lemco (eds.), *NAFTA as a Model of Development*, NY, 1995, pp. 60-61.
- (11) Feinberg, *op. cit.*, pp. 20-22.
- (12) Grunwald, *op. cit.*, p. 61.
- (13) Feinberg, *op. cit.*, p. 25.
- (14) *Ibid.*, pp. 24-25. William A. Orme, Jr., *Understanding NAFTA*, Austin, 1996, p. 38.
- (15) Orm, *op. cit.*, p. 38.
- (16) Feinberg, *op. cit.*, pp. 126-131.
- (17) Grunwald, *op. cit.*, p. 61.
- (18) *Ibid.*, Feinberg, *op. cit.*, p. 32.
- (19) Grunwald, *op. cit.*, pp. 62-63. ニクソン政権の時代にもコナリーは、メキシコとの国境地帯におけるフリー・ゾーンの創設

を提唱し、マクナマラ世銀総裁も、メキシコとの貿易を緊密化すべきであると主張した。カーター政権の時代には、ブレジンスキーが、農業など部門別の自由貿易協定を、メキシコと締結すべきであると提言したが、アメリカの通商代表部は、これに反応を示さなかった (Orme, *op. cit.*, pp. 38-39)。

- (28) Donald Barry, "The Road to NAFTA", in Id., *Towards a North American Community?*, Boulder, 1995, pp. 3-4. North American Accord は、後にレーガン政権の首席顧問 (国内政策) となった Martin Anderson と、レーガン陣営の選挙参謀 John Sears が、レーガンに建策したものとされるが、レーガンがその内容を理解していたか否かは、疑問とされている (Orme, *op. cit.*, pp. 34-36).
- (29) Barry, *op. cit.*, pp. 5-7.
- (30) Bijit Bora, "North American Free Trade Agreement", in Id. and Christopher Findlay (eds.), *Regional Integration and the Asia-Pacific*, Oxford, 1996, p.172.
- (31) Van R. Whiting, Jr., "Dynamic Integration, Foreign Investment and Open Regionalism in the NAFTA and the Americas", in Belous and Lenco (eds.), *op. cit.*, p. 47.
- (32) Nora Lustig, "NAFTA: Regional Impact on Mexico's Economy and Beyond", in Roberto Bouzas and Jaime Ros (eds.), *Economic Integration in the Western Hemisphere*, Notre Dame, 1994, p. 56.
- (33) Ishidro Morales, "The First NAFTA Crisis and the Future of Mexico-US Trade Relations", in David R. Davila-Villers (ed.), *NAFTA: The First Year*, Lanham, 1996, pp. 29-33. カナダとアメリカの社会貿易について、Sidney Weintraub, "The North American Free Trade Agreement", in Ali M. EL-Agraa, (ed.), *Economic Integration Worldwide*, Basingstoke, 1997, p. 205. 残りの三〇%は、カナダと外国の企業間におけるライセンズ契約、および戦略的提携に基づくものであった (Ibid.).
- (34) Weintraub, *op. cit.*, p. 210.
- (35) Aaron Tornell and Gerardo Esquivel, "The Political Economy of Mexico's Entry into NAFTA", in Takatoshi Ito and Anne O. Kruger (eds.), *Regionalism and Multilateral Trade Agreements*, Chicago, 1997, pp. 26-27. サリナス政権は、新しいエリートに国営企業を譲り渡し、その結果、一九八〇年代の末に、フォーブス誌によって一人しか選ばれなかった億万長者は、一九九四年に、二四人に増加した。しかし彼等は旧エリートと全く無縁のものではなかった (Ibid., pp. 48-49)。
- (36) Orme, *op. cit.*, p. 43.

- (29) *Ibid.*, p. 38.
- (30) Hermann von Bertrab, *Negotiating NAFTA*, Westport, 1997, pp. 1-2.
- (31) Frederick W. Mayer, *Interpreting NAFTA: The Science and Art of Political Analysis*, NY, 1998, pp. 41-46.
- (32) *Ibid.*, p. 2. なお OCSFTA の発足によって GDP は二・五%、雇用も二五千人増加するものとみられていたが、一九九二年には倒産が増大し、同年九月の失業率は、一一・六%に達した (Ann Weston, "The Development Impact of NAFTA: A Canadian Perspective", in Belous and Lemco (eds.), *op. cit.*, p. 145).
- (33) Mayer, *op. cit.*, pp. 66-67.
- (34) Bene Scherlen, "Giving NAFTA The Silent Treatment: Theories of Foreign Policy-Making and the Accession of Chile", in David R. Davila-Villers (ed.), *NAFTA on Second Thoughts*, Lanham, 1998, p. 104.
- (35) Mayer, *op. cit.*, p. 295.
- (36) *Ibid.*, pp. 5-6.
- (37) Bijit Bora, "North American Free Trade Agreement", in Id. and Christopher Findlay (eds.), *Regional Integration and the Asia-Pacific*, Oxford, 1996, p. 173.
- (38) E. Edward English and Murray G. Smith, "NAFTA and Pacific Partnership", in C. Fred Bergsten and Marcus Noland (eds.), *Pacific Dynamism and the International Economic System*, Washington, 1993, p. 168. ヒング・スリーは当初六〇—七〇%もの高い現地調達比率を要求した (日本貿易振興会『NAFTAを読む』日本貿易振興会、一九九五年、五一ページ)。
- (39) Orme, *op. cit.*, p. 41.
- (40) *Ibid.*, p. 42.
- (41) Carlos Alberto Primo Braga, "NAFTA and the Rest of the World", in Nora Lustig, Barry P. Bosworth and Robert Z. Lawrence (eds.), *North American Free Trade: Assessing the Impact*, Washington, 1992, p. 229. EAI は当初財務省の主管であったが、債務問題が後退するにつれて、徐々に国務省に移管されたが、リーダーシップが不在であった。EAI は三本の柱から成り、第一が自由貿易協定 (フレームワーク協定) の締結、第二が債務問題 (メキシコ、ブラジル、アルゼンチンにとって重要性が低く、議会を通過するまでに時間がかかった)、第三が投資 (多角的投資基金一五億ドル、大部分は日本、ドイツなどの債権国が拠出、欧州は対露支援を要請した) であった。人々は EAI と NAFTA の区別さえも知らず、軽機械、繊維などの業

界や、労働組合は、これを反対した (Joseph S. Tulchin, "The Enterprise for the Americas Initiative", in Roy E. Green, ed., *The Enterprise for the Americas Initiative*, Westport, 1993, pp. 149-152).

- (42) Foweraker, *op. cit.*, p. 151. なお「進歩のための同盟」におけるコミットメントは、時価に換算すると、八〇〇—九〇〇億ドルに相当した (Ibid., p. 161).
- (43) Feinberg, *op. cit.*, pp. 48-49, 63-68.
- (44) *Ibid.*, pp. 68-69, 77-78.
- (45) Renee Scherlen, "Chilean Accession: The First Step From NAFTA to FTAA?", in Dávila-Villers (eds.), *op. cit.*, pp. 104-105.
- (46) Gary Clyde Hupbauer and Jeffrey J. Scholt, *Western Hemisphere Economic Integration*, Washington, 1994, p. 174.
- (47) Lusting, *op. cit.*, p. 67.
- (48) Feinberg, *op. cit.*, p. 178.
- (49) Scherlen, *op. cit.*, pp. 107-108. EUの場合と違って、民主主義はEAIの条件とされなかった。同じくメキシコがNAFTAに加盟するに当たっても、民主主義は条件にされなかった (Foweraker, *op. cit.*, p. 165).
- (50) Sherlen, *op. cit.*, p. 105. しかしながらチリの農業、鉱業、鉄鋼業は、アメリカと競合する可能性が強い。一九七九—一九四四年に、アメリカがカナダとメキシコに対して発動したダンピング関税と報復関税は、それぞれ六二件と五一件であり、チリに対しては、四件の発動に過ぎなかったが、貿易量で調整すると、チリに対する発動件数は決して少なくない。一方チリのダンピング関税、報復関税は、その運用に透明性を欠く面が少なくなく、加盟交渉上、問題となることが予想されている (Neil Longley and Terry Wer, "Negotiating Chile's Accession to the North American Free Trade Agreement", *Journal of Arbitration*, Vol. 12, No. 4, Dec. 1995, pp. 54-55).
- (51) Feinberg, *op. cit.*, p. 176.
- (52) Jeffrey J. Scholt, *Restarting Fast Track*, Washington, 1998, pp. 3, 7-10, 30-34.
- (53) Feinberg, *op. cit.*, pp. 179-183.
- (54) *Ibid.*, p. 178.
- (55) Gilson Schwartz, "Brazil, MERCOSUR and SAFTA", in Nishijima and Smith (eds.), *op. cit.*, p. 141. トミンナセ、SA

- FTAに先立って、一九九二年の一月、Amazonian Initiativeの発足を決定した (Andrew Hurrell, "Regionalism in the America", in Louise Fawcett and Andrew Hurrell, eds., *Regionalism in World Politics*, Oxford, 1995, p. 277).
- (95) Claude E. Barfield, "Regionalism and U. S. Trade Policy", in Jagdish Bhagwati and Arvind Panagariya (eds.), *The Economics of Preferential Trade Agreements*, Washington, 1996, p. 148.
- (96) Thomas Andrew O'Keefe, "The Prospects for MERCOSUR's Inclusion into North American Free Trade Agreement," *International Law Practicum*, Vol. 8, No. 1, Spring 1995, p. 12.
- (98) Schwartz, *op. cit.*, pp. 141-143.
- (99) Roberto Bouzas, "Preferential Trade Liberalization in the Western Hemisphere", in Jan Joost Teunissen (ed.), *Regionalism and the Global Economy*, Hague, 1995, 149. サンチャゴの米州サミットにおいては、ブラジルが孤立化し、多角的条約の締結について合意が成立したところ、(Stephan Haggard, "The Political Economy of Regionalism in the Western Hemisphere", in Carol Wise, ed., *The Post-NAFTA Political Economy*, University Park, Pennsylvania, 1998, p. 336)。

#### 四 A P E C

##### (イ) 歴史的展開

アジア・太平洋地域における経済協力機構の創設を、最初に提言したのは、小島清一橋大学教授であり、一九六四年に提唱された太平洋共同体と太平洋自由貿易地域 (P A F T A ' Pacific Trade Area' 日本、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランドによって構成される) 構想は、E E Cの展開に触発されたものであった。<sup>(1)</sup> 日本の政府筋は、これを支持し、一九六八年には、非公式の第一回 P A C T A D (Pacific Trade and Development) 会議が、東京で開催されたが、その背景としてはケネディ・ラウンドの影響が指摘されている。一方その前年には、日本の財界人により、P E B E C (Pacific Basin Economic Council) が創設されたが、それは太平洋地域における先進国の経済的、社会的発展を目的とするものであったため、金持クラブと批判された。一九七〇年代の日本は、アメリカ、中国との関係の調整に追わ

れていたが、一九七八年に大平内閣は、太平洋経済共同体計画を発表した。それはOECDのアジア・太平洋版とも称すべきものであり、この地域のOECD加盟国に、韓国とASEAN諸国を、メンバーとして加えようとするものであった。アメリカもこの構想に関心を示し、ドライズデール(Peter Drysdale)、パトリック(Hugh Patrick)らによって、OPTAD (Organization for Pacific Trade and Development) が提唱された<sup>(2)</sup>。

太平洋経済共同体計画には、フレージャー・オーストラリア首相も賛同し、一九八〇年の九月には、キャンベラにおいて、第一回セミナーが開催された(P.E.C.C. = Pacific Economic Cooperation Conferences と改名され、一九九〇年に事務局が設置された)。そこにおいては政府、財界、学界の協力によって、情報の交換、貿易と投資、テクノロジーなどの問題について、討議が行われたが、そのような動きを一段と促進したのは、中曽根首相であり、一九八二年にはアジア・太平洋政策を打ち出した。中曽根首相は、一九八五年、レーガン米大統領との会談に先立って、南太平洋の四か国を訪問し、オーストラリアのホーク首相の支持をとりつけたが、レーガン大統領も、太平洋地域の重要性に深い認識を示した。ホーク首相は、一九八四年インドネシアにおいて、太平洋の先進国と途上国を含む会議の開催に成功し、それまで警戒的な姿勢を示していたASEAN諸国も、態度を改めた。そのような経緯をへて、ホーク首相が正式に、APECを提唱したのは、一九八九年のことであるが、この案を示されたアメリカのベーカー國務長官は、アメリカとカナダが排除されているのを知って激怒した。そこでオーストラリアは、原案を修正し、アメリカとカナダの参加をみとめることにしたが、当初は懐疑的な態度を示していた日本も、ホーク案を支持するに至った<sup>(3)</sup>。

APECは、上述のように長い雌伏期間をへて、準備が積み重ねられてきたが、それが現実に定着するための機縁となったのは、一九八六年のEC市場白書や、一九八九年におけるUSFTAの発足によって象徴されるような、リージョナリズムに対する脅威の増大であった<sup>(4)</sup>。とくに一九〇一年の白濠主義によって知られるオーストラリアが、



A P E C の推進役を買って出た理由は、経済的局地化の危険性に対処するためであり、<sup>(5)</sup>パートナーの日本にとつても上述のようなリジョナル化の動きに対処するとともに、冷戦の終焉に伴って、アメリカのアジアに対する関心が低下することを阻止することが要務とされたためであった。<sup>(6)</sup> それに対して太平洋戦争の後遺症に呻吟する東南アジアの国々は、日本がヘゲモニーを握ることを警戒し、大国の支配に反発する反面、アメリカの対日抑止力に期待した。経済面においても、これらの国々は、アメリカ市場に対するアクセスの改善を求め、アメリカとカナダは、逆に日本とアジアの市場開放を通じて、貿易収支の改善と、経済の活性化をはかろうとした。

A P E C の創設に当っては、二つの異質的な方法論が対立し、その後の展開を大きく規定することになったが、その第一はミニマリスト的な考え方であった。それは E U におけるが如き条約化や、機構面の整備を忌避し、対話による相互理解を通じて、経済協力を推進しようとする考え方であった。O E C D をモデルとする大平内閣の太平洋共同体計画や、O P T A D 構想は、これに当る。この方式のプロンプターは、日本とマレーシアであり、A P E C の役割を、技術協力を推進するための協議機構に止めようとした。<sup>(7)</sup> 第二は、フォーマルな自由貿易地域を創設しようとするマキシマリスト的アプローチであり、これを主張し、推進しようとしたのは、アメリカとオーストラリアであった。<sup>(8)</sup> A P E C は、メンバーの思惑と利害の相違を反映し、そのような二つの方法論を、効果的に調整することができず、ミニマリスト的な考え方を主体として発足することになったが、その後の展開の過程で、二つの方法論は、相互に緊張、対立し、局面毎に消長をくり返すことになったのである。

従って創設当初の A P E C は、明確な目的と組織を欠き、一九九一年のソウル宣言が謳ったように、コンサルテーションを通じて、意見の交換をはかるためのフォーラムに過ぎなかった。メンバーも、政府や国だけではなく、*économie* が単位であり、加盟の基準も設けられていなかった。また A P E C の中核をなす A S E A N 諸国は、新興独立

国に通常の主権の尊重と、内政不干渉の原則に忠実であり、APECにおいても経済問題のほかは、討議されないことになっていた。その結果として、APECは、非公式な性格のものであり、当初は独自の機構を備えていなかった。そこにおいては、コンセンサスが重視され、仮にコミットメントがなされても、それは自主的なものであって、拘束力を伴わなかった。しかしながらその後小規模とはいえ、事務局も設置され、アングロサクソン系のメンバーは、APECをフォーマルで、かつ法的強制力を備えたものに改変しようと試みたが、アジアのメンバーは、APECの非公式性、柔軟性、自発性を強調して、それに反対しているのが現状である。<sup>(9)</sup>

発足以来のAPECの展開は、メンバーの拡大、機構面の整備、貿易の自由化の三点に集約されるが、次にAPECのパフォーマンスを、時系列的に概観してみることにしよう。APECの軌跡を顧みる場合に、一大分岐点となったのは、一九九三年に開催されたシアトルのサミットであり、それを境にしてAPECの展開過程は、便宜二つの局面に区分される。<sup>(10)</sup>

第一期は一九八九―一九九二年であり、その中で特筆に値するのは、「APECが地球上で、注目される最初の年<sup>(11)</sup>」となった一九九一年のソウル総会である。その理由は、第一にAPECの拡大が行われたことである。もともと開かれたリージョナルリズム(Open regionalism)<sup>(12)</sup>を謳い文句とするAPECにとって、加盟の自由(Open accession)は当然のコーラリーに過ぎないともいえるが、ソウル総会の特色は、政治的にデリケートな中国、台湾、香港の加盟が、同時に達成されたことである。それが可能になったのは、韓国がAPECの中で、台湾と国交を有する唯一の国であったためであり、韓国の外相は、何度も中国と台湾を訪問して、意見の調整に努力した。当初中国は、台湾を自国の省として扱おうとし、これに反対する台湾は、中国と同一のステータスを要求した。しかしながらアメリカの支援の下に、粘り強い外交を展開した韓国の努力が結実し、総会の直前には、次のような覚書(Memorandum of Understanding)が

作成された<sup>(13)</sup>。①台湾は Chinese Taipei と呼ばれ、ホンコンは一九九七年七月一日以降、Hongkong, China と呼称されること。②台湾の外相、外務次官は、APEC に出席せず、APEC 担当経済閣僚が出席すること。③台湾は他の参加者と同じ基準で、APEC の協議と活動に参加すること。覚書では、台湾が APEC の主催国となるか否かについては、言及されなかった。

ソウル総会の第二の特色は、ソウル宣言 (Seoul APEC Declaration) によって、APEC の目的と性格が、はじめて明確にされたことである。すなわちそこでは、APEC の目的として、情報の交換と、経済政策のコンサルテーション、貿易と投資に対する障壁を緩和するための戦略の展開、経済・技術協力の促進が、謳われた。また APEC の性格としては、相互の利益を達成するため、オープンな対話とコンサルテーションを通じて、コンセンサスを形成することがコミットされた<sup>(14)</sup>。

続いて一九九二年に開催されたバンコック総会は、「機構化の始まり<sup>(15)</sup>」として特徴づけられるように、シンガポールにおける事務局の常設と、APEC の活動を支弁するための APEC 中央基金 (APEC Central Fund) の創設について合意が成立した。APEC の機構整備に熱心であったのは、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュー・ジールランドのアングロ・サクソン勢と、シンガポールであり、マレーシアはこれに反対した。日本は通産省が若干前向きであったが、外務省は警戒的であった<sup>(16)</sup>という。

一九九三年以降の第二期においては、アメリカがオーストラリアに代って、貿易自由化の主導権を握り、自由化の日程を設定するとともに、フリー・ライダーを牽制するために、相互主義を打出すなど、APEC のフォーマル化が促進された。そのような動きに対して、ソウル宣言で謳われたミニマリスト的アプローチのプロンプターであるマレーシアは、「アジア的価値」(Asian Values) を主張し、真向から反対した。それは創設当初からみられた西欧的思想

方法と、アジア的価値観の対立が、尖鋭に表出されたものであり、A P E Cのジレンマを象徴するものといえる。

上述のようにA P E Cの歴史に、一新紀元を画した一九九三年のA P E Cシアトル・サミットは、一九五〇年のN A T O会議にも、比せられている。<sup>(17)</sup> クリントン・アメリカ大統領がシアトルに、十七か国の首脳を招聘して開催したA P E Cの非公式サミットは、オーストラリアのキーティング首相の助言によるものであり、船橋洋一氏は、その背景として、次のような事由をあげている。①E Uの一九九二年計画に対抗し、E Uの要塞化を抑止するため。②アメリカのアジア・太平洋地域に対するコミットメントに保証を与えるため。③シアトル・サミットの前日に、N A F T Aが批准され、アメリカとしても、外向の姿勢を誇示する必要があったこと。<sup>(18)</sup> とくにシアトル・サミットは、ウルグアイ・ラウンドの完成目標を、一か月後に控えており、クリントンとしてはA P E Cを挺子として、その達成をはかろうとしたともみられることも可能である。加えて共産主義の浸透を抑制するため、それまでアジアの国々の対米出超を容認してきたアメリカも、冷戦の終焉に伴って、アジアの国々の市場開放を求めるに至り、そのためにはA P E Cを、ゆるやかな協議機構から、明確なルールと自由化の日程を備えた自由貿易協定に、転換させることが必要とされたためである。<sup>(19)</sup> しかしながらA P E Cのフォーマル化に反対するマハティール・マレーシア首相は欠席し、台湾とホンコンも、政治的なステータスを理由として出席しなかった(マハティール首相が欠席した直接の理由は、アメリカがE A E Cを非難したためとみられている)<sup>(20)</sup>。

シアトル・サミットのいま一つの特徴は、Economic Vision Statementを公表し、次のような大胆な方針を明らかにしたことである。①相互主義に基づく、オープンな貿易の重要性に鑑み、ウルグアイ・ラウンドの完成に向けて、具体的措置をとること。とくに②太平洋共同体(Community of Asia Pacific Economies)の創設を目的とし、開放性とパートナーシップに基づく自由な貿易システムを支持すること。そのためには、貿易と投資に対する障壁の除去、経済

成長に伴う利益の分配、教育訓練の改善、輸送・通信の改善に伴う人と物の効率的移動、環境保護の改善が必要とされる。③APEC蔵相会議、中小企業担当閣僚会議の開催、太平洋ビジネス・フォーラム(現在のAsia Pacific Business Advisory Council)の創設、拘束力をもたない投資コードの作成等に着手すること。

そのためのたたき台となったのは、一九九二年のバンコックAPEC閣僚会議で、創設の合意されたEPG (Eminent Persons Group, 座長はC. Fred Bergsten)の作成した第一回報告書である。サミットに先立つ閣僚会議においては、アメリカ、オーストラリア、韓国、シンガポールが報告書を支持したのに対して、マレーシアは反対し、中国、日本、インドネシア、ブルネイ、フィリピンも、態度を留保した。アジアの国々の多くが、支持をためらった一つの理由は、共同体という言葉が、それらの国々の忌避するEUを連想させたためであるが、サミットにおいては、中国語への翻訳に当って、Communityを大家族(big family)と訳すことによって、中国の支持をとりつけた<sup>(21)</sup>。

続いて一九九四年のボゴールにおけるAPECサミットは、シアトル・サミットで合意されたアジア・太平洋地域の貿易自由化を、具体的に達成するための目標期限として、先進国の場合を二〇一〇年、途上国を二〇二〇年と設定することで、合意をみるに至った。EUの場合と同じく、two-tier systemがとられたことは、一つの特色であるが、具体的にどの国がいずれのグループに属するかは、議論の分れるところであった。EPGは三つのグループに分けることを提案(先進国は二〇一〇年、韓国は二〇一五年、域内の途上国は二〇二〇年)したが、自由化を促進しようとするアメリカの主張に対して、中国は反対し、韓国も米の自由化に抵抗した(しかしながら議長のスハルトは最終的に、国連も採用する先進国と途上国の二分法に同意した<sup>(22)</sup>)。

ボゴール・サミットで問題になったいま一つの問題は、第三国との関係をどうするかの問題であり、アメリカがEUのただ乗り(free riding)を阻止するため、相互主義を条件として、最恵国待遇を供与すべきであると主張したのに

対して、中国はこれを無条件に提供すべきであると反論した（後にホンコンもこれに同調した<sup>(23)</sup>）。その結果妥協案として、ホンコンの提案した協調的な片務的行動（C U A、concerted unilateral action）に基く、自由化の推進方式が合意された。それは自発的であるが、仲間同志の圧力（peer pressure）によって、協調的に自由化を推進しようとする方式を包含する<sup>(24)</sup>。日本もメンバーが、それぞれ独自のペースで、自由化を推進する方式を支持したが、アメリカとオーストラリア、ニュー・ジールランドは、これに反対した。なんとなればそのようなアジア的流儀による場合には、メンバー相互の均斉化（Proportionality）と整合性（Compatibility）が確保し難いためであり、それを是正するためには、一定の日程と、強制力を伴った集団的な個別行動（C I A、collective indivisual action）が必要とされるためである。フォーマルな交渉を通じて、自由化を達成しようとするアングロサクソンのアプローチに対して、最も強く抵抗したのは、マレーシアとインドネシアであり、その理由はA P E Cがガットと違って、ゆるやかな協議の場に過ぎないとの認識に基くものであった<sup>(25)</sup>。

結論としてボゴール・サミットは、①A P E Cが、最終的には自由で、オープンな貿易と投資の実現に努力すること、②先進国は二〇一〇年、途上国は二〇二〇年を、自由化の目標とすること、③A P E Cは非加盟国に対して、オープンであり、経済的リージョナル化をさけること、④貿易と投資の促進計画を拡大、加速化すること、⑤人的資源の開発、科学技術の協力、中小企業の育成、経済的インフラストラクチャーの改善について、協力を強化すること、を決定した<sup>(26)</sup>。しかしながらマレーシアとタイは、ボゴール宣言に署名したとしても、それは願望を示したに過ぎない旨の申し合わせ（understanding）を付記すべききであると主張し、中国もこれを支持した<sup>(27)</sup>。

一九九五年の大阪総会は、マレーシアに代表されるミニマリストと、アメリカによつて主導されるマキシマリストとの妥協点を探ることが、焦点となったが、結果的には、米の自由化に反対する日本が、自由貿易地域の形成を指向す

るアメリカの動きを、封じ込める形となった。<sup>(28)</sup> ボゴールのサミットは、APECのプロセスが三本の柱（①自由化＝liberalization、②促進＝facilitation、③開発＝development）によって構成されることについて合意したが、中国をはじめとする域内の途上国は開発を重視した。それに対して、貿易の自由化を推進しようとするアメリカは、APECを開発機関とすることに反対した。<sup>(29)</sup> 大阪のサミットにおいては、①貿易の自由化とともに、促進と開発が重要であるとの日本の立場が支持され、②自由化は自発的に、柔軟かつ拘束力を伴わない方式で、推進されるべきであるとのアジアの国々の主張が確認された。③またアジアの国々から、アメリカ・オーストラリア枢軸の走狗とみられ、非難攻撃を浴びてきたEPGも、解散を余儀なくされた。エコノミスト誌は、大阪サミットの結末を、「何らの行動も伴わず、何人に対しても何事をも約束しない議事録<sup>(30)</sup>」と酷評したが、自主性を欠き、徒に追隨を事とする貧困な日本の政治と外交に対しては、アジアの識者からも、痛烈な批判が浴びせられた。<sup>(31)</sup>

一九九六年のスピーク・サミットに向けて、その年の初めには、IPC (Indivisual Action Program) が提出され、ボゴール・サミットの掲げる目標に向って、各メンバーが片務的に、自由化を推進することになった。しかしながら大阪サミットで合意された自発的で、柔軟かつ拘束力を伴わない片務的な行動だけで、農業などのセンシティブな分野における自由化を達成することができるとかどは、多分に疑問とされている。とりわけアメリカにおいては、反対給付を伴わない片務的な自由化を実施することが、国内の政治情勢からみても至難であり、同じくフリー・ライダーを阻止する点からみても、無条件にMFNを供与することが果して妥当であるか否かは、議論の分れるところである。客観的にみても、APECが貿易の自由化を、効果的に達成するためには、これまでのようなゆるやかな協議機構から、自由貿易地域に脱皮することが必要であり、そのためには開かれたリージョナリズムの再検討が求められることにもなるであろう。もとより戦後欧米の植民地から独立を達成したアジアの国々にとって、EUにみられるよ

うな主権の移譲には抵抗があり、輸出主導型の外向的な経済運営を持続するため、多分にアジア的と貶されようとも、OECDのような協議機構のままに止まろうとする心情も、理解できない訳ではない。しかしながら世界経済のリージョナル化が進展する中で、マレーシアのようなアジアの新興国が、アメリカに対抗して、自由貿易を唱えても、所詮は螳螂の斧のようなものである。さりとてEAECのように、ASEANだけの小地域的な自由貿易地域を形成するとしても、その効果には限界があり、同じくシンガポールやタイの主張するようなNAFTAへの加盟構想も、非現実的といえる。長期的にみると、アジアの国々としては、APECをより強化していくか、あるいは中国と日本を加えた独自の広域的な経済統合を指向しながら、経済的な相互補完性を確立していく以外に、選択の余地がないように思われるのである。

#### (四) APECのジレンマとEAEC

APECの指向する開かれたリージョナリズムとは、開放性とリージョナリズムという矛盾した言葉を組み合わせた「APECの呪文であり、**撞着語法**<sup>(32)</sup>」にほかならないともいえる。もともとAPECそのものが、民族、歴史、宗教、言語、文化などの面で、多様性をきわめているだけでなく、メンバーの経済発展段階や、政治体制さえも相違するたゆめ、それぞれの思惑や利害も、自ら異っていた。マハティールに代表されるASEANの指導者は、急速なAPECの進展によって、ASEANの存在が稀釋化されることを危惧(そのために*hastening slowly*を唱えた)するとともに、アメリカのような大国によって、経済的に支配され、政治的な紛争にまき込まれることを懸念していた。そのようなアジアの国々は、アジア・太平洋地域の多様性を、一つの論據として、APECをインフォーマルな対話の場としようとし、契約と条約の代りに、コンセンサスと自発性を重視している。それに対してアメリカをはじめとするアング



ロ・サクソン系のメンバーは、アジアのソフト・リージョナリズムの代りに、構造的リージョナリズム (structural regionalism) を指向し、曖昧な経済協力の代りに、条約によって、明確な目標と日程、およびルールを定めるとともに、その約束に拘束力をもたせざるべきであると主張している。<sup>(33)</sup> そのような状況の中で、羽田首相はボゴール・サミットにおいて、次のような原則を提示した。① A P E C は交渉よりも、リラックスした討議の場であること。② 第三国に対して、オープンであること。③ 議論を通じて、漸進的に関税の引下げを行うこと。それはアメリカの提唱した太平洋共同体を暗に否認するとともに、アメリカの主張する C I A 方式に対して、C U A 方式を支持したものであった。同時に日本は、アメリカの提唱する貿易と投資の自由化の代りに、環境の保護、人的訓練、中小企業の育成、インフラストラクチャーの整備を強調した。しかしながら日本は、その外交が貧困なるが故に、独自の主張と指導力を欠き、仲介役としての役割を果たすことができなかった。<sup>(34)</sup>

開かれたリージョナリズムという概念は、一九八八年にドライスデール (Peter Drysdale) によって、始めて用いられ、そこにおいては、①貿易ブロックを形成しないこと、②ウルグアイ・ラウンドの完成に寄与することが含意されていた。<sup>(35)</sup> それは一九八九年に、A P E C の基本原理として採択されたが、正確な定義づけは行われなかった。

開かれたリージョナリズムの第一の要件は、一九七〇―八〇年代に、ケネディ・東京ラウンドよりも、広汎な自由化措置を、O E C D の加盟国に求めた「ガット・プラス」(GATT Plus) の考え方に類似する。それはルールの遵守を条件として、自由な加盟 (open membership) をみとめることであり、それによってリージョナリズムは、グローバルな機構に発展する可能性をもつ。A P E C は、アジア・太平洋の沿岸に位置する国であれば、自由に加盟することが可能であるが、現実には、アジアに属さず、太平洋の沿岸に所在しない場合 (華南を太平洋沿岸と解釈しない限り) にも、加盟が認められている。印度とロシアさえも、A P E C への加盟を希望しているため、シアトル・サミットは、三年

間のモラトリアムを決定するとともに、一九九六年のスピック・サミットにおいては、加盟の基準を設定することが合意された。<sup>(36)</sup>

第二の要件は、貿易の促進であるが、APECにおいては、関税よりも、製造基準の調和など、非関税障壁の除去が、重視されている。第三の要件は、多角的交渉により、グローバルな自由化を達成することであり、そのような条件を約束している地域的協定は、他に例をみない。<sup>(37)</sup> 第四は第三国に対してMFNを供与し、新しい特惠と差別を導入しないことである。APECにおいては、既に関説したように、MFNの供与を、無条件とするか、条件付とするかで、意見が対立している。当面APECは、無条件にMFNを供与する方針をとっているが、その場合には次のような利点があげられる。①原産地規則を必要としないこと。②ガット第二十四条との整合性を問われないこと。③差別的措置を導入しない旨の既往の方針に違背しないこと。④貿易上の紛争をさけ、グローバルな貿易の自由化に貢献すること。<sup>(38)</sup>

しかしながらバーグステンは、無条件方式によると、交渉の挺子が失われ、EUのようなフリーライダーを利することになると警告した。氏が座長をつとめるEPGも、第二回報告書の中で、非加盟国に対する域内自由化の均霑は、相互主義に基くべきであると勧告した。その場合の論拠とされたのは、APECのシアトル・サミットの結果、WTOの交渉が進展し、一九九六年十一月のAPECスピック・サミットによって、ITAの拡大が達成された経験的な事実にはかならなかつた。いふなれば相互主義は、地域ベースの自由化を、グローバルな自由化に転化するための挺子として必要とされるだけでなく、NAFTAの批准に当たってみられたような自由化に反対する輸入競合産業や、労働組合などを説得する上においても、不可欠の条件とされたのである。<sup>(39)</sup>

しかしながらEPGの勧告は、上述のようにスピック・サミットにおいて承認されず、APECのメンバーは、片

務的に自由化を推進することが合意されたが、その背景としては、次のようなことが考えられる。①東アジアの国々は、輸出主導型の経済成長政策を国是とし、②貿易のブロック化を危惧していること。③その反面においては、国内にセンチティブな産業部門を抱えており、画一的な自由化に対しては、防衛的な態度をとらざるをえないこと。④東アジアの国々は、アメリカの市場に依存する反面、アメリカの支配を恐れ、同時にEUとの深耕をはかりつつあること。

そのような東アジアの国々のアンビバレントな立場を、代弁するかの如くに、マレーシアとシンガポールの指導者達が提唱したのは、「アジ的価値」(Asian Values)という概念であった。政治的ドクトリンとしてのアジア的価値が登場する契機となったのは、冷戦の終焉に伴って、グローバリズムの名の下に、人権や民主主義などの西欧的な価値観を押し売りしようとするアメリカの文化帝国主義が滲透したためであり、アジア的価値とはそれに対抗するための東アジア諸国の挑戦にほかならなかった。一例としてアメリカの人権外交に反撥する中国は、人権を各国の歴史的、社会的、経済的諸条件によって規定される相対的なものとして規定するとともに、人権に対する各国の認識と対応は、自ら異ったものにならざるをえないと主張した。その背景としては、①人権の名の下に政府に対する批判が高まり、体制の崩壊が危惧されたこと。②東アジアの経済発展が、政府の指導と介入によって、なされてきたこと。③その反面においては、過去の一〇年間における高度の経済成長によって、アジアの国々が西欧諸国に対して、魅力的な市場を提供してきたことに対する自負などがあげられる<sup>(40)</sup>。とりわけマレーシアが、後述のE A E Cにもみられるごとく、アジアのアイデンティティを主張した背景としては、反米感情の鬱積<sup>(41)</sup>だけでなく、民族的にも複雑なマレーシア特有の国内事情が秘められていた<sup>(42)</sup>ともみられている。

しかしながら「アジアは一つなり」との天心の言葉は、現実の表象というよりも、アジア主義の指向する窮極の理

念ともいえる。代表的な思想だけでも、アジアには仏教、ヒンズー教、儒教、回教があり、回教や一部の国における仏教を除くならば、それらは必ずしも日常生活における人々の規範となっていない。しかしながら反面、アジアの価値観や思维方法が、西欧と異なることも、否定し難いところであり、コークラン (Josiane Cauquelin) は、全体から切り離された部分を重視する西欧のデカルト主義 (Cartesian way of thinking) に対して、全体と部分を一体とする東洋の全体観 (holism) を対置している。西洋において、善と悪とは、絶対に相容れることのない対立的な存在であるが、アジア的価値観の特殊性は、善と悪を相対的にとらえるところにある<sup>(43)</sup>。またガイ (Yan Gray) は、権利を重視する西欧の価値観に対して、義務を第一義とするアジア的価値観を対比しているが、アジア的価値観の提唱者は、西欧における道德の退廃と、東アジアの政治的安定性を、そのような道德の相違に帰している<sup>(44)</sup>。しかしながら東洋的な義務の尊重は、本来的に水田を基盤とする農耕社会の道德観に起因するものであり、ガイが鋭く批判するように、義務の偏重は、ヒエラルキカルな社会秩序を維持し、国民に服従を求めるための原理にはかならない。事実シンガポールが、儒教道德に基く、アジア的価値のプロパガンダを開始したのは、グローバル化に伴って、新しい価値観や嗜好が滲透し、伝統的な文化や道德が、それによって破壊されるのを阻止するためであった<sup>(45)</sup>。アジア的価値と称するものの中には、近代化に伴って当然破棄されて然るべき前近代的な価値観も含まれており、それを無条件に温存しようとする復古的なスローガンに、盲従することは危険である。

APECのフォーマル化に対抗して、マハティール首相の提唱した小地域的な経済統合計画は、E A E Cと呼ばれる。その前身は一九九〇年の十二月にマハティールの提唱したE A E G (East Asian Economic Grouping) であり、ASEANの加盟国と、日本、ホンコン、台湾、韓国 (のちには中国およびインドシナ三国も含まれる) によって構成される反面、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュー・ジールランドは排除される。その背景には、①ウルグアイ・ラ

ウンドの難航、②E Cの一九九二年計画、③N A F T Aの胎動のほかに、④A P E Cがアメリカによって、ハイジャックされることに対する危惧感<sup>(46)</sup>が秘められていたのであり、そこにおいてはアメリカに代って、日本の指導的な役割が期待されていた。そのような構想は、一九七〇年に韓国の提唱したアジア共同市場(Asian Common Market)案や、一九八〇年に日本の主張したAsian Networkに類するものともいえる<sup>(47)</sup>が、マハティールは一九八〇年代のLook East Policyによって、日本を指導者とし、自動車や家電などの分野で、日本との経済的な交流を推進した。E A E Gは、N A F T Aに対抗する経済ブロックの形成を企図したのではなくて、それと対等の立場に立ち、ガットおよびA P E Cとの整合性をはかろうとするものであった。しかしながらそれは後述のように、リージョナル化を進めてきたオーストラリアにとって、衝撃的な出来事であり、<sup>(48)</sup>オーストラリアはそれに対抗するため、東アジアの一部の国と、双務的な自由貿易協定を締結する可能性さえも示唆<sup>(49)</sup>した。E A E Gは、日本にとって、アメリカ離れの決意を測定するためのリトマス試験紙のようなものであった<sup>(50)</sup>が、アメリカの報復を恐れる日本は、マハティール首相の期待を裏切る結果となった。そのような状況の中で、一九九二年の一月E A E Gは、シンガポールの提案をいれて、その名称をE A E Cに変更した。しかしながらマハティール首相の対日不信には、容易に拭い難いものがあり、さらにそれを増幅させたのは、マハティールが、G 7サミットにおいて、日本がアジアの利益を代弁することを求めたのに対して、宮沢首相がこの申し出に躊躇の色を示したことであった。ためにマハティールはその年の終りに、日本を抜きにして、E A E Cを結成しただけでなく、A P E C大阪サミットへの出席についても、<sup>(51)</sup>確答をさけるに至った。一九九三年の七月には、A S E A N外相会議が、E A E Cを正式に承認したため、村山首相は、E A E CがA P E Cに代るものではないことを再確認した後、他の国の支持を条件として、再検討を約束した。一九九四年の七月には、河野外相が、この問題を討議するため、A S E A N外相会議に出席したが、一九九五年四月、橋本通産相は、オーストラリアと

ニュー・ジールランドが、会議に招聘されなかったため、同じ目的で開催されたASEAN加盟国と、中国、韓国との非公式会談に出席することをとりやめた。アメリカはE A E Cに反対し、アマカスト駐日大使は、E A E Cへの参加が日米関係を悪化させると警告したため、日本はマハティール提案を、穏便に謝絶した。韓国、台湾、インドネシアも、態度を保留し、シンガポールは、ガットと矛盾しないこと、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュー・ジールランドを加えたAsia-Pacific Economic Cooperationと両立することを条件として、再検討する旨の回答を行った。<sup>(52)</sup>日本の財界や大来佐武郎氏は、E A E Cによって、N A F T Aを牽制しようとしたが、ベーカー國務長官は、時の渡辺外相に書簡を送り、日本がマハティール提案を、拒絶するよう強く要請した。<sup>(53)</sup>

そのような状況の中で羽田外相は、E A E CをA P E Cの中に組み込むことが、最も望ましい選択であると提言し、中曽根元首相もこれを支持した。それに対して日本の通産省と河野外相は、E A E Cにオーストラリアとニュー・ジールランドを参加させるべきであると提言したが、それはこれらの両国が、N A F T Aに加盟することを、阻止することが目的であった。それに対してシンガポールは、後述のようにアジア・欧州会議(A S E M、Asian-Europa Meeting)の創設を提唱した<sup>(54)</sup>が、そのメンバーは、A S E A N加盟国と、日本、中国、韓国によって構成され、オーストラリアとニュー・ジールランドは含まれていなかった。

船橋洋一氏のレポートによると、E A E Cに対する日本の当局者の対応は、四分五裂の状態を呈しており、村山首相がオーストラリアとニュー・ジールランドの参加を支持したのに対して、石原慎太郎議員は、E A E Cを支持し、竹下、宮沢、小沢の各氏は、E A E Cに警戒的な態度を示していたという。武村氏や一部若手の通産官僚は、E A E Cを支持し、橋本氏はキッシンジャーに対して、N A F T Aが閉鎖的なブロック化に走る場合には、日本もE A E Cを支持すると警告した<sup>(55)</sup>という。

一方のASEAN諸国も、思惑が錯綜していたが、とりわけマハティールとスハルトは、個人的に対立し、さらにE A E Cについて、事前の協議がなされなかったことも一因となり、各国は慎重な態度を示すに至った<sup>(56)</sup>。しかしながら中国がE A E Cを支持したのを始めとして、当初は警戒の色を示していたアメリカ、オーストラリア、韓国も、徐々に態度を緩和し始めた<sup>(57)</sup>。一九九五年には、オーストラリアとニュー・ジールランドの参加を条件とした日本がE A E Cを、A P E CのCaucusとする妥協案に支持を表明したが、E A E CをA P E Cの下部機構とする案に対しては、インドネシアを除くASEAN諸国から、きびしい批判がよせられた<sup>(58)</sup>。日本の立場が微妙なことは、中すまでもないが、E A E Cの展開は独自の主張もなく、徒に追隨を事としてきたヤヌスの顔のような日本外交の貧困ぶりを、白日の下にさらすことになったのである。日本のアジア政策に、痛烈な批判を加えているYong Dengが指摘するように、日本の経済力に逆行する政治的指導力の欠如は、畢竟するに日本における「効率的な政治構造と、魅力的で、包括的な価値体系の不在<sup>(59)</sup>」に起因するものといえるであろう。

注

- (一) Hadi Soesastro, "The Institutional Framework for APEC, in Chia Sow Tue (ed.), *APEC: Challenges and Organization*, Singapore, 1994, p. 37. Yong Deng, *Promoting Asia-Pacific Economic Cooperation*, Basingstoke, 1997, p. 31. 下の構想は、アジア諸国が反対した (*Ibid.*)
- (二) Deng, *op. cit.*, p. 34.
- (三) Ryoji Kosugi, "Japan's Role in the Coming Pacific Era," in the Program on U. S.-Japan Relation Center for International Affairs, *U. S. Japan Relations. Annual Review, 1985*, New Brunswick, 1986, pp. 102-106. なおA P E Cの創草期には、財界人が推進役をつとめたので、一九九三年のA P E Cサミットは、域内における貿易と投資のネットワークを促進するため、ビジネスのリーダーに対して、Pacific Business Forumの創設を求め、一九九六年にはA P E C Business Advisory

- Council が活動を開始した (Deng, *op. cit.*, p. 138) .
- (4) Maxwell A. Cameron, "Nesting NAFTA in APEC", in Vinod K. Aggarwal and Charles E. Morrison, *Asia-Pacific Crossroads*, Basingstoke, 1998, p. 268.
- (5) オーストラリアは、一九五一年の ANZUS 条約、一九五四年の SEATO への参加に示されるように、アジア・太平洋地域の安全保障問題に関心をもっていたが、一九六〇年におけるイギリス軍のスエズ以東からの撤退、一九七〇年代の初頭におけるアメリカのベトナム敗戦を機に、東南アジアとの経済協力に意を用いるに至った。一九七四年には ASEAN との対話を実施したが、一九七八年のベトナム軍によるカンボジア侵攻は、オーストラリアのソ連に対する警戒観を高めるに至った (Derek McDougall, "Australia and Regionalism in the Asia Pacific", in Jean Grugel and Wil Hout (eds.), *Regionalism across the North-South Divide*, London, 1999, pp. 37-38).
- (9) Manila People's Forum on APEC, *APEC: Four Adjectives in Search of a Noun*, Manila, 1996, p. 4. (以下 APEC を略称)。
- (7) Charles Morrison, "APEC: The Evolution of an Institution", in Vinod K. Aggarwal and Charles Morrison (eds.), *Asia-Pacific Crossroads*, Basingstoke, 1998, p. 8. 日本・ノルマンシアは、技術協力を促進するため、APEC が協議グループに止るべきであると主張した (APEC, p. 4)。
- (8) Morrison, *op. cit.*, p. 8. APEC, *op. cit.*, p. 4.
- (6) APEC, p. 10. Hellmann は、メンバーの利害を調整する基準や、ルールと強制力を欠く APEC を、平和を唱えながらそれを保障する制度的な裏づけを欠いた一九二八年の Kellogg-Briand Pact にたとえてみる (Donald C. Hellmann, "America, APEC and the Road to not taken", in Id. and Kenneth B. Pyle, eds., *From APEC to Kanadu*, Armonk, NY, 1997, pp. 93-94). アメリカの国務省筋も、投資保証協定、知的所有権の保護協定などを提案したが、アジアの国々は、法律的理由でこれを拒絶した (Hadi Soesastro, "APEC: An ASEAN Perspective", in Hellmann and Pyle, eds., *op. cit.*, p. 180).
- (10) 船橋洋二氏は、一九九三―一九四年を基準として、前後に区分して見る (Yoichi Funabashi, *Asia Pacific Fusion*, Washington, 1995, p. 193).
- (11) *Ibid.*, p. 73.
- (21) Stephan Haggard, "The Political Economy of Regionalism in Asia and the America", in Edward D. Mansfield and Helen V. Milner (eds.), *The Political Economy of Regionalism*, NY, 1997, p. 44.



- (13) Funabashi, *op. cit.*, pp. 74-75.
- (14) Peter Drysdale, Andrew Elek and Hadi Soesastro, "Open Regionalism: The Nature of Asia Pacific Integration", in Peter Drysdale and David Vines (eds.), *Europe, East Asia and APEC*, Cambridge, 1998, p. 109.
- (15) *Ibid.*
- (16) William Bodde, Jr., *View from the 19th Floor: Reflection of the First APEC Executive Director*, Singapore, 1994, pp. 36-37.
- (17) Funabashi, *op. cit.*, p. 79.
- (18) *Ibid.* キーティング首相は、ブッシュ大統領の来訪時に、これを提唱し、日本、韓国、シンガポール、インドネシア等に書簡を送った。宮沢首相は、当初慎重な態度を示していたが、これを支持した。ブッシュ大統領も条件付きで支持し、最終的にはマハティール首相を除き、好意的な回答をうることができた。クリントン政権下では、国務省、財務省、通商代表部が、反対ないしは懐疑的な態度を示したが、クリントンは最初から、この計画に関心を示していたという (*Ibid.*, p. 80).
- (19) APEC, p. 12.
- (20) Funabashi, *op. cit.*, p. 85. シンガポールはブロック化をさけるために、APECのNAFTAへの加盟、ないしはASEAN-North America Free Trade Areaの創設を提唱した (*Ibid.*, p. 86)。
- (21) Boddle, Jr., *op. cit.*, pp. 37-38. Pekka Korhonen, *Japan and Asia Pacific Integration*, London, 1998, p. 167.
- (22) Funabashi, *op. cit.*, p. 94.
- (23) *Ibid.*, p. 93.
- (24) *Ibid.*
- (25) *Ibid.*, pp. 95-96. アメリカがC U A方式に反対したのは、一九九四年十一月の選挙で、民主党が敗退し、片務的な行動によって、自由化を推進することが困難となったためでもあった。
- (26) *Ibid.*, p. 93.
- (27) APEC, p. 4.
- (28) APEC, p. 23.
- (29) Funabashi, *op. cit.*, pp. 98-99. 日本はジャカルタにおいて、「進歩のためのパートナーシップ」(Partnership for Progress)

を提唱し、中国などの支持をかちえたが、アメリカはAPECを、シエトロの支店と化するものとして、これに反対した (*Ibid.*)。

- (30) APEC, p. 7より引用。
- (31) Deng, *op. cit.*, pp. 47-48.
- (32) Ross Garnout, *Open Regionalism and Trade Liberalization*, Singapore, 1998, p. 1.
- (33) Deng, *op. cit.*, p. 132. バンドゥナは、前巻や Asia Way, 巻末や Anglo-Saxon Vision 等々だ (Jagdish Bhagwati and Arvind Panagariya, *The Economics of Preferential Trade Agreement*, Manchester, 1996, p. 150).
- (34) Deng, p. 44. 一例として村山首相は、ボゴール・サミットにおけるアメリカ、日本、韓国との首脳会議においても、イニシアチブを發揮しえず、徒に追隨するだけであつたという (*Ibid.*, p. 45.)。
- (35) Korkonen, *op. cit.*, p. 166.
- (36) C. Fred Bergsten, "Open Regionalism", in Id. (ed.), *Whither APEC?*, Washington, 1997, pp. 93, 89-90. 一九九二年のマンロンタ総会の結果、メキシコとパプア・ニューギニアが、加盟をみとめられた。
- (37) *Ibid.*, p. 95.
- (38) *Ibid.*, p. 92.
- (39) *Ibid.*, pp. 93, 98-101. Cameron も、APECの欠点として、①強制力を欠くこと、②アメリカの利益に合致しないこと、③NAFTAと整合しなかつた点をあげている (Maxwell A. Cameron, "Nesting NAFTA in APEC, in Aggarwar and Morrison, *op. cit.*, p. 276.
- (40) Yah Ghai, "Rights, Duties and Responsibilities", in Josiane Cauquelin, Paul Lim and Birgit Mayer-König (eds.), *Asian Values*, Surrey, 1998, pp. 20-23.
- (41) Deng, *op. cit.*, p. 49.
- (42) Funabashi, *op. cit.*, p. 210.
- (43) Cauquelin, Lim, Mayer-König "Understanding Asian Values, in Id. *op. cit.*, pp. 15-17).
- (44) Ghai, *op. cit.*, pp. 28-29.
- (45) *Ibid.*, pp. 32, 37.
- (46) Deng, *op. cit.*, p. 112.

- (47) Richard Higgott and Richard Stubbs, "Competing Conceptions of Economic Regionalism: APEC versus EAEC in the Asian Pacific", *Review of International Political Economy*, Vol. 2-3, Summer 1995, p. 522. EAECとは、明確な青写真がなく、*トロンシーム高官の談話や*、*ルーマー以外には*、*手がかりになるもの*がなかった (*Ibid.*, p. 523).
- (48) Korhonen, *op. cit.*, p. 178.
- (49) Andrew Wyatt-Walter, "Regionalism and World Economic Order", in Louise Fawcett, Andrew Hurrell (eds.), *Regionalism in World Politics*, Oxford, 1995, p. 91.
- (50) Deng, *op. cit.*, p. 50.
- (51) Funabashi, *op. cit.*, p. 206.
- (52) Stephan Haggard, *Developing Nations and the Politics of Global Integration*, Washington, 1995, pp. 67-68.
- (53) Mike M. Mochizuki, "Japan as an Asia-Pacific Power", in Robert S. Ross (ed.), *East Asia in Transition*, NY, 1995, pp. 140-141. *トントナール首相は*、*一九九一年マレーシアを訪れた日本の皇族に対しても*、*日本の指導的な役割を求めたという* (Funabashi, *op. cit.*, p. 206)°
- (54) Funabashi, *op. cit.*, p. 207. EAECがASEM創設の契機となったことは、*注目に値する* (Ernest H. Preeg, *From Here to Free Trade*, Chicago, 1988, p. 106.
- (55) *Ibid.*, pp. 208-209. *大蔵省*、*通産省*、*経団連*、*経済同友会*の中にも、EAECに対する支持者がみられたという (Korkonen, *op. cit.*, p. 178).
- (56) Funabashi, *op. cit.*, p. 210.
- (57) Korkonen, *op. cit.*, p. 179.
- (58) Deng, *op. cit.*, p. 112.
- (59) *Ibid.*, p. 51.

## 五 新しいスーパー・リージョンナズム

## (イ) T A F T A

アメリカとヨーロッパは、もともと文化、宗教、民族を同じくし、経済的にも関係が密接なため、アメリカは第二次世界大戦後、共産主義に対する防波堤として、ヨーロッパ重視の政策をとってきた。一九四八―一九四九年には、N A T Oが結成されたが、それは軍事面の協力に止らず、その第二条においては、国際経済政策の対立を除去し、相互の経済協力を促進することが、目的として掲げられていた。<sup>(1)</sup> 大西洋ベースの協力関係が、軍事的にも経済的にも不可分の関係にあったことは、マーシャル援助にも示されているが、一九五〇年代の末葉から、アメリカの経済力が低下する反面、ヨーロッパの統合が深化するにつれて、米欧間の関係は、次第にイコール・パートナーシップの形成を指向するようになった。

一九五九年にはケネディ上院議員が、大西洋共同体 (Atlantic Community) を提唱し、イコール・パートナーとしての米欧同盟の結成を呼びかけるとともに、新しいヨーロッパの富を、共通の目的に使用すべきであると提言した。この構想は、ケネディ政権下の Grand Design によって継承されることになるが、そこにおいては、ヨーロッパを統一された信頼できる協力者として位置づけるとともに、イギリスの E E C 加盟、貿易障壁の撤廃に伴う拡大、防衛費の分担、ヨーロッパにおける核開発の監視がうたわれた。しかしながらヨーロッパは、イコール・パートナーシップの確立というレトリックの背後に潜むアメリカの旧態依然たる覇権主義に反発した。<sup>(2)</sup>

続いてジョンソン大統領は、大西洋パートナーシップを確立するため、軍事協力の重要性を訴えるとともに、E C 統合を大西洋協力の枠組み中に定置させようとした。<sup>(3)</sup> その後ニクソン政権下のキッシンジャーは、一九七三年の四月、

ニュー・ヨークにおける昼食会において講演し、一九七三年を「ヨーロッパの年」と名づけるとともに、統一された枠組みの中で、アメリカのグローバルな関心と、ヨーロッパの地域的な関心を調和させるべきであると提言した。しかしながらそれは、排他的なクラブを指向するものではなく、日本の参加が求められていたことは注目に値する。<sup>(4)</sup>一九七四年には、米欧間のインフォーマルな協議が開催され、それはさらに、欧州理事会議長国との会議、トロイカ(前任、現職、次期の議長国によって構成される)とアメリカとの定例会議に発展した。一九八二―九〇年には、NATO首脳会議に引き続いて、臨時の閣僚会議が開催されたが、そのような米欧協議機構の創設を促したのは、一九八六年のSEA (Single European Act) によって、ECの統合が深化したためであった。<sup>(5)</sup>

ブッシュ・アメリカ大統領は、ドロールEC委員長の呼びかけに応じて、米欧間の経済的な摩擦を解消するため、大西洋ベースの全面的な協力を提唱した。一九八九年の十一月には、ベーカー国務長官も、ベルリンにおいて、EC統合の進展に対応する米欧間の緊密な協力を提言した。そのような経緯をへて、一九六〇年の十一月に発表されたのが「アメリカ・EC関係に関する大西洋宣言」(Transatlantic Declaration on US-EC Relation)であり、そこにおいては、共通の価値と原則と伝統(とくに民主政治と人権と市場経済)に基く大西洋ベースの協力が謳われた。それに基いて定例的な米欧間の協力機構が設置されたが、そこにおいては勢いウルグアイ・ラウンドが、トピックスの中心となったため、一九九一年の十一月以来、米欧間の閣僚会議は、停止された。<sup>(6)</sup>

クリントン政権も、強いパートナーとしてのEUを支持し、一九九五年十二月のマドリッドにおけるアメリカとEUのサミットにおいては、「新しい大西洋アジェンダ」(Transatlantic Initiative with New Atlantic Agenda)が調印された。そこにおいては、アメリカとEUのパートナーシップを確立するため、一五〇項目に渉る共同の行動計画が作成され、協議を行うことが合意された。それはアメリカとEUの協力関係が、次の四つの分野において、それまでの協

議から、共同の行為に移行することを、示唆したものであった。<sup>(7)</sup>①世界における平和、安定、開発および民主主義の促進。②グローバルな挑戦への対応。③貿易の促進と経済関係の緊密化。④大西洋の橋渡し。貿易の促進に当っては、大西洋自由貿易地域(TAFTA、Transatlantic Free Trade Area)の代りに、Transatlantic Market-Place という言葉が用いられたが、前者が関税の引下げを目的とするのに対して、それは関税よりも非関税障壁の撤廃を、主眼とするものであった。その主たる理由は、ウルグアイ・ラウンドが完成する場合に、アメリカのEU製品に対する関税が、三・一九%、EUのアメリカ製品に対する関税も、六・三六%に過ぎなくなるためであった。いま一つの理由は、関税の引下げが、関税収入の減少を招き、アメリカの財政赤字を拡大させることになるためであった。従って共同行動計画は、スタンダードの調和と相互承認、政府調達などの非関税障壁の除去や、多角的投資協定の締結を主眼とするに至ったのである。<sup>(8)</sup>

一九九六年には、キッシンジャーのほかに、サッチャー、シュミット、キンケル(ドイツ外相)らが、大西洋ベースの協力を呼びかけ、その年にはアメリカとヨーロッパの共通の目的を再確認するために、大西洋共同体の創設を謳った「プラハ宣言」(Declaration of Prague)が発表された。それらの提言は、冷戦の終焉に伴って弛緩した米欧関係を再構築することが狙いであり、とりわけ米軍のヨーロッパからの撤退に伴う空白を、大西洋自由貿易地域(TAFTA、Transatlantic Free Trade Area)の形成によって、補填しようとするものであった。<sup>(9)</sup>

TAFTAの創設については、第一次のEEC加盟交渉が挫折した後に、イギリスが提唱したことがあり、その場合には、オーストラリアやニュー・ジールランドだけでなく、日本の参加さえもが考慮されていた。<sup>(10)</sup>上述のように一九九〇年代におけるTAFTAの創設構想は、ヨーロッパ各国の政府筋、とりわけ外交、防衛部局によって、イニシアチブがとられたが、アメリカとヨーロッパの財界や労働界においても、同じような動きがみられた。アメリカのブラ

ウン元商務長官は、いち早くTAFFTAの創設計画に支持を表明したが、一九九五年にアメリカとヨーロッパの財界人は、欧州委員会コミッションのバンゲルマンや、ブリタンらの支持をえて、TABD (Transatlantic Business Dialogue) を創設した<sup>(11)</sup>。TABDは、APECにおけるBusiness Advisory Councilと同じく、政府に対して問題を提起するとともに、それを解決するために必要な具体的な情報を提供した。一九九五年十一月の第一回会議においては、十五の諮問委員会が創設され、マドリッド・サミットで合意された大西洋マーケット・プレースの具体化をはかるため、非関税障壁の除去などについて、提言が行われた。一九九六年十一月の第二回会議においては、アメリカとEUの間における税関の協力、および相互援助協定の締結に関する交渉が完了し、新に中小企業問題の検討が開始された。さらに一九九七年の六月には、薬品、電気通信設備などの分野における検査と証明の相互承認に関する協定が締結された<sup>(12)</sup>。

NAFTAの批准に当たってみられたように、賃金の低い途上国との自由貿易協定に反対したアメリカの労働団体も、TAFFTAの場合は、公正貿易に反しないだけでなく、欧州社会憲章 (European Social Charter) の恩恵に浴する可能性もあるため、積極的にこれを支持した。一方貿易面において、アメリカはEUに対して入超を記録していたが、対日赤字額に比べれば、その規模も小さく、NAFTAやAPECとは違って、域内の貿易構造が不健全でないことも、TAFFTAに対して、民間の支持が高まった一つの原因であった。むしろTAFFTAは、日本や中国との貿易不均衡を是正する上においても、一種の牽制材料として、効果的とみられるに至ったのである。事実一九九五年の五月、USTRのカウンター代表は、アメリカとEUが協力を強化することによって、グローバル・エコノミーのエンジンとなるべきであると提唱した<sup>(13)</sup>。それだけでなくTAFFTAが、アメリカとEUだけでなく、いずれNAFTA加盟国のカナダとメキシコをも包摂することになるであろうと見方さえも、一部では散見されるが<sup>(14)</sup>、TAFFTAの実施可能性

については、むしろ疑問視されているのが現状である。上述のように、マドリッド・サミットにおいて、T A F T A の代りに、大西洋マーケット・プレーズという言葉が用いられるに至ったのも、一つにはT A F T A 構想が後退したためとみる観測さえもなされている。<sup>(15)</sup> その理由は第一に、農業を対象としない限り、T A F T A における関税の引下げ交渉は、意味を失い、ガット第二四条の要件を充たすこともできないためである。第二は米欧間における貿易のシェアが大きいため、世界の貿易制度に対するインパクトが危惧されるためである。第三はクリントン政権が、チリとの自由貿易協定の交渉に必要とされるファスト・トラックの議会承認を取得できなかったため、T A F T A に対する情熱を失ったためである。<sup>(16)</sup> そのようなT A F T A 構想の基底に伏在するものは、アジア的価値を主張するマレーシアやシンガポールの心情と同じような、大西洋思想 (atlantic idea) にはかならないのであり、<sup>(17)</sup> T A F T A 構想の後退は、世界の経済と貿易にとって、歓迎に値する。なんとすれば方が一にもアメリカとEUが、大西洋主義 (atlantism) に基いて、自由貿易地域を形成し、差別的な原産地規則を導入する場合には、世界経済に対する貿易と投資の転換効果だけでなく、現行の貿易システムに対しても、致命的な打撃を与えることが不可避的であるが故である。

#### (ロ) A S E M と I O R - A R C

一九九四年、シンガポールの提唱によって創始されたA S E M は、既に関連したように、A S E A N 加盟国に、日本、中国、韓国を加えたアジアの国々と、EUとの協議機構である。A S E M の中核をなすA S E A N とEUとの経済的交流は、一九七二年、非公式に始動されたが、その契機となったのは、イギリスのEC加盟に伴って、シンガポール、マレーシアに対する英連邦特惠が停止され、その反面においては、ECからの技術移転が、急務とされたためであった。<sup>(18)</sup> 一九七五年には、正式にA S E A N - E C Joint Study Group が創設され、貿易問題について検討が行われ



るとともに、一九七七年の十一月には、ASEAN-Brussels Committee が創設された。一九八〇年には、経済閣僚会議の開催、ASEAN-EC協力協定の調印、経済開発の促進を目的とする ASEAN-EC Joint Cooperation Committee の創設をみるに至り、爾来各レベル毎の政府間協議が、定期的に開催されることになった。<sup>(19)</sup> その背景には、ソ連のアフガニスタンへの侵入に伴う冷戦の激化や、カンボジア問題などが伏在していたのであり、ECが Post-Ministerial Conference (一九七八年創設) に参加したことは、のちにECが ARF (ASEAN Regional Forum) の創始国になる機縁ともなった<sup>(20)</sup>のである。

一九九四年の一月には、九〇年代における新しい両者の関係を構築するため、APECにおける同じように、臨時のEPGを創設することが合意され、同年七月には欧州委員会が“Towards a New Asia Strategy”と題する報告書を提出した。そこにおいてはASEANとの対話の重要性が指摘され、APECから排除されたEUにとって、著しい経済的発展をとげつつあるASEANとの協議機構の設置が必要であるとの提言がなされていた。その年の九月には、パリを訪れていたシンガポールのゴー・チョクトン首相が、これに呼応し、ASEAN、EU双方の合意をえた後、ASEMがバンコックにおいて創設されたのは、一九九六年三月のことであった。<sup>(21)</sup> ASEMの創設に当って、主導的な役割りを果たしたのは、マハティール・マレーシア首相であり、APECを稀釈化し、その自由化計画を遅らせることが、一つの狙いであったともみられている。<sup>(22)</sup> 同じくアメリカがEAECEに反対したことは、ASEMの創設を促す一つの契機ともなったのであり、逆にASEMはEAECEを鼓舞することにもなったのである。<sup>(23)</sup>

一九九六年の六月には、EPGが“A New Strategy for a New Partnership”と題する報告書を提出し、その翌月には欧州委員会がNew Dynamicと呼ばれる新しい対ASEAN政策を発表した。そのような一連の動きは、経済、貿易、安全保障の面で、大西洋のウェイトが相対的に低下する反面、アジアの重要性が増大したことに対応するもの

であった。事実安全保障の面においては、冷戦の終焉に伴って、アジアにおけるアメリカの軍事的影響力の低下が予想される反面、アジアにおける軍拡と核の拡散が激化していた。経済の面においては、アジアにおける高度経済成長の持続と、中国、印度（一九九三年十二月、ガットに加盟）の自由化などが相俟って、アジアの世界経済に占める重要性が高まった。一方貿易面においては、ブロック化が世界的規模で進行する一方、一九九三年のAPECシアトル・サミットにおいて、EUはオブザーバーとして出席することを拒否された<sup>(24)</sup>。加えてASEANは、AFTAを形成し、他方のECは、一九九二年計画によって、その要塞化が懸念されるなど、相互の信頼関係を、動揺させかねないような事態が生起していた。ちなみにASEANとEUの貿易は、一九八九―一九九四年に年平均、一五・九%（ASEANと日本の貿易は、一三%）の伸びを記録し、しかもEUに対するASEANの輸出は、四分の三が工業製品（ASEANにとってはアメリカに次ぐ工業製品の第二の市場）によつて占められていた。一方のEUはASEANに対して入超（一九九五年に二〇億ドル）を記録し、ASEANに対する援助も、日本とオーストラリアに次いでいた（その大部分は贈与）が、投資の面では大幅に出遅れていた<sup>(25)</sup>。そのような状況の中でEUは、アジアの重要性を再認識し、アジアに対する政策を積極的に展開することによって、自らの存在感を高めようとするに至ったのである。

そのためにEUは新しいアジア戦略として、次のような四つの目的を掲げた。①世界経済における指導的な役割を維持するため、アジアにおけるEUの存在を強化すること。②協力と理解を通じて、アジアの安定に貢献すること。③アジアにおける繁栄の遅れた地域の経済開発を促進すること。④アジアにおける民主主義と法の支配、および基本的人権と自由の尊重に貢献すること。ただしアメリカが、双務的な安全保障協定と、経済協力を通じて、アメリカとの関係を強化してきたのに対して、EUは貿易、投資、開発の分野における協力と文化の交流を主体とし、安全保障問題には深入りしないことを建前とした。しかしながら政治面における協力を放棄した訳ではなく、EUはARFの

ような、地域的安全保障機構を支持する方針を明らかにした。<sup>(26)</sup>

これを具体化するためにEUは、①政治的対話と、②経済協力の強化、および③その他の協力を推進することを決定した。まず政治的対話については、基礎的な条件として、相互の尊敬と平等、基本的人権の尊重(ただし、国連ウィーン宣言の再確認にとどまった)、国際法の遵守、内政不干渉をあげ、国連の改革、非武装化と核拡散の防止に重点をおいた。経済協力の分野においては、多角主義、無差別原則、自由化と、開かれたリージョナリズムの支持、中国のWTOへの参加をあげたが、なかでもEUが重視したのは、WTOの進展と、貿易・投資問題であった。とくにEUは多角的投資憲章(Multilateral Investment Code)の制定と、WTOの金融サービスに関する暫定協定の恒久化、政府調達協定の拡大、知的所有権保護の改善を求め、貿易面においては、関税手続の簡素化と、スタンダードの合理化、民間協力の重要性を指摘した。その他の協力については、科学・テクノロジー(とくに農業、情報・通信、エネルギー、輸送)の進展、職業・経営訓練などの人的資源の開発、経済開発の促進(貧困の改善、婦人の役割の向上、公衆衛生の改善)、文化交流を列挙した。<sup>(27)</sup>

その後一九九七年には、シンガポールと韓国の提案によって、APECのEPGに類するAsia-Europe Vision Groupが創設されたのをはじめとして、文化的交流を支援するためのAsia-Europe Foundationの創設、シンク・タンクと大学のネット・ワーク化、People to People Contact Forumの計画等が実施され、二年目ごとにサミットを開催することも決定された。<sup>(28)</sup>

当初EUは、距離的にも離れているため、アジアとの政治的対話が、時間の浪費に陥ることを懸念していたが、<sup>(29)</sup>上述のように徐々に相互の経済的交流が進展しつつある。しかしながらアジアとの対話は、テーマが曖昧であり、問題の取扱いも総花的なため、実質的なコミットメントがなされないことに対する不満もみうけられる。<sup>(30)</sup>ASEMは、

発足後間もなく、初次的な段階にあることも、その一因であるが、EUサイドにおいても、アジアに対する関心は、国によって異なっている<sup>(31)</sup>。一方アジアの国々は、EUの超国家的な統合アプローチを忌避し、デカルト的な思维方法にもなじまないもので、ASEMもいずれば、APECと同じようなジレンマに直面するものと思われる。

最近の新しいスーパー・リージョナリズムの動きとして注目されるのは、ASEANはじめとして、インド洋沿岸のアフリカ、湾岸諸国、南インド、オセアニアの国々によって構成される、環インド洋地域協力連合(IOR-ARC、Indian Ocean Rim Association for Regional Cooperation)が、一九九七年の三月、結成されたことである。IOR-ARCについては、川端正久龍谷大学教授の先駆的な研究が発表されており、それによると創設に至るまでの経緯は、大要次の如くである<sup>(32)</sup>。

インド洋の沿岸地域における新しい統合の端緒となったのは、一九九三年の十一月に行われた南アと印度との国交回復議定書の調印である。一九九四年の八月には、マンデラ政権と印度との貿易協定が締結され、同時にインド洋経済圏の創設について、調査を開始することが合意された。オーストラリアもこれを支持し、一九九五年の一月には、モリスシアスが各国に対する呼びかけを行った。その直後に南アの首脳は、印度とオーストラリアを訪問し、シンガポール、マレーシア、および湾岸諸国に対しても、参加を呼びかけることが合意された。一九九五年の三月には、政府間会議が開催され、七か国が参加したが、そこにおいては、開かれたリージョナリズムをモットーとするインド洋経済圏構想の促進が合意された。モリスシアスにおいて合意された環インド洋イニシアチブ(IORI)の共同声明には、持続的な経済成長、開発と貿易の促進、科学技術の交流等の経済協力を促進するため、作業部会を設置することが謳われていた。一九九五年の六月には、APECのインド洋版を創設することが合意され、一九九六年の三月、環インド洋の十四か国によって、IOR-ARCが結成されることになった。最高の意思決定機関は、外相会議(二年に

一度開催)であり、その下には上級事務局会議が設けられるとともに、事務局も設置されている。

## 注

- (1) Ellen L. Frost, *Transatlantic Trade: A Strategic Agenda*, Washington, 1998, pp. 31.
- (2) Frank Costigliola, "The Pursuit of Atlantic Community: Nuclear Arms, Dollars and Berlin, in Thomas G. Paterson (ed.), *Kennedy's Quest for Victory*, Oxford, 1989, pp. 25-27.
- (3) Geir Lundestad, "Empire" by *Integration*, Oxford, 1998, p. 9.
- (4) Henry A. Kissinger, *American Foreign Policy* (3rd edition), NY, 1977, pp. 101-113.
- (5) Lundestad, *op. cit.*, p. 9.
- (6) *Ibid.*, p. 10.
- (7) *Ibid.*, p. 71.
- (8) *Ibid.*, p. 76-77.
- (9) Frost, *op. cit.*, p. 30.
- (10) Benjamin J. Cohen, *The Future of Strengthening of Sterling as an International Currency*, London, 1971, p. 204. 拙著『ヨーロッパ通貨統合の展開』一九八七年、日本経済評論社、三八四ページ。
- (11) Frost, *op. cit.*, p. 25.
- (12) Jeffrey J. Schott, "Whither U.S.-EU Trade Relations?," in Barry Eichengreen (ed.), *Transatlantic Economic Relations in the Post-Cold War Era*, Arlington, 1998, p. 56. トムリンソン・サットミットは「TARDに対して」非関税障壁の撤廃に関する検閲を導出した (Gary R. Saxonhouse, "Regionalism and US Policy in Asia", in Jagdish Bhagwati and Arvind Panagaria (eds.), *The Economics of Preferential Trade Agreements*, Washington, 1996, p. 120).
- (13) Frost, *op. cit.*, p. 31.
- (14) Juergen B. Donges, Andreas Freytag and Ralf Zimmermann, "TAFTA: Assuming its Compatibility with Global Free Trade", in Sven Arndt and Chris Milner (eds.), *The World Economy: Global Trade Policy*, Oxford, 1997, p. 51.
- (15) Saxonhouse, *op. cit.*, p. 120. なお、同時に扱われていることは「アメリカとEUのサービス貿易が、一九八八―一九九三年に

倍増し、その成長性が高い反面、伝統的な大西洋貿易のシェアが、ピークを過ぎたとみられることでも (Donges, Freytag and Zimmerman, *op. cit.*, p. 54)°

- (9) Gardner, *op. cit.*, p. 77. Schott, *op. cit.*, p. 57.
- (17) Frost, *op. cit.*, p. 29.
- (81) Michael Leifer, "European and Asian Policies", in Hanns Maull, Gerald Segal and Jussuf Wanandi (eds.), *Europe and the Asia Pacific*, London, 1998, p. 199. 林泰雄(こうじ)の女話を聞いたか Special Coordinating Committee が創設された (Soedjati Djiwandono, "European and Asian Policies", in Maull, Segal and Wanandi, eds., *op. cit.*, p. 206).
- (61) Chee Peng Lim, "ASEAN's Policies towards the European Union", in Chia Siow Yue and Joseph L. H. Tan (eds.), *ASEAN and EU*, Singapore, 1997, p. 11.
- (20) Leifer, *op. cit.*, p. 202. VREは、政治と安全保障の分野における地域協力を促進するため、一九九四年に開始された (Hadi Soesastro, "APEC: An ASEAN Perspective", in Donald C. Hellmann and Kenneth B. Pyle, eds., *From APEC to Xanadu*, Armonk, NY, 1997, p. 175)°
- (21) *Ibid.*, pp. 203-204.
- (22) Ernest H. Preeg, *From Here to Free Trade*, Chicago, 1998, p. 106.
- (23) Maull, Segal and Wanandi (eds.), "Preface", in *Id.*, *op. cit.*, xi.
- (24) Jacques Pelkmans, "A Bond in Search of More Substance", in Yue and Tan (eds.), pp. 36-37.
- (25) Lim, *op. cit.*, pp. 13-15.
- (26) Pelkmans, *op. cit.*, pp. 40-41.
- (27) *Ibid.*, pp. 45-47.
- (28) *Ibid.*, p. 47. Charles E. Morrison, Akira Kojima and Hanns W. Maull, *Community Building with Pacific Asia*, NY, 1997, p. 32.
- (29) Preeg, *op. cit.*, p. 107.
- (30) *Ibid.*, Pelkmans, *op. cit.*, p. 42.
- (31) Leifer, *op. cit.*, pp. 199-200.

(32) 川端正久「環インド洋地域協力連合の成立」『龍谷法学』、第三一巻、第二卷(通巻一〇九号)、一九九八年九月、九九—一〇四ページ。オーストラリアが I O R—A R C に参加したのは、一つには経済的局地化をさけるためであった。そのためにオーストラリアは地域主義を支持してきた。いま一つの目的は、インドとの貿易の拡大を期待したためであった (Derek McDougall, "Australia and Regionalism in the Asia-Pacific", in Jean Grugel and Wil Hout, eds., *Regionalism across the North-South Divide*, London, 1999, p. 42).

(補)

拙稿「アジア・太平洋地域の経済・通貨協力」『商経論叢』、第三二巻、第二号においては、C E R の説明が欠落し、A F T A の記述も、簡略に過ぎたので、次に若下の補正を加える。

(a) C E R

一九八三年に締結されたオーストラリアとニュー・ジールランドの C E R (Australian-New Zealand Close Economic Relations Agreement) は、世界で最も包括的であり、対外関税の引下げという点からみると、最もオープンな自由貿易協定といわれる。<sup>(1)</sup> その前身は、一九六五年に両国の間で締結された Partial Free Trade Agreement であるが、農産物をはじめとして、例外品目が多く、その性格は、自由貿易協定とは、程遠いものであった。<sup>(2)</sup> C E R は、一九八八年までに域内関税を漸進的に引下げるとともに、一九八七年までに補助金を廃止し、一九九五年までに域内の量的規則を撤廃した。もともとオーストラリアとニュー・ジールランドは、地理的、文化的に近接し、貿易、経済構造も類似していたが、域内貿易の比重が低い(一九九〇—一九九二年には、オーストラリア総貿易の五%、ニュー・ジールランドの二〇%)<sup>(3)</sup> のが特徴である。

一九七〇年代の末まで両国は、高関税によって保護された輸入代替工業化政策を進めてきたが、一九八〇年代の初

めには、関税を引下げて、企業競争力の強化をはかるに至った。上述のように一九八〇年代の末から九〇年代の半ばにかけて、両国は大幅の自由化を達成した。一九八八年には、財のほか資本と労働力の自由移動を含む単一市場の形成と、サービス貿易の自由化について合意した。サービス貿易については、ネガティブ・リストによって、自由化がすすめられることになり、内国民待遇と設立の自由がみとめられる<sup>(4)</sup>。CERは未だ、単一市場形成の途上にあり、資本の移動にも多くの障壁が残されているほか、対外共通関税の設定、原産地規則の導入、間接税の調和などが今後の課題とされている<sup>(5)</sup>。

### ③ AFTA

ASEAN自由貿易地域(AFTA、ASEAN Free Trade Area)は、一九九二年一月、シンガポールで開かれた第四回ASEAN首脳会談において、創設を合意され、一九九三年の一月に開始された。その背景としては、①ECの一九九二年計画や、NAFTAの胎動によって象徴されるようなリージョナリズムの台頭、②輸出主導型経済開発戦略の成功、③ASEAN市場の拡大(人口三三〇百万人、一人当りGNP一〇〇〇ドル)、④ビジネスによって主導された市場志向型経済統合の進展<sup>(6)</sup>、⑤製品貿易の増大<sup>(7)</sup>、⑥および投資環境整備の必要性があげられる。

AFTAは、共通実効特惠関税(CEPT、Common External Preferential Tariff)制度を導入し、当初はそれに基づいて、ASEANの実効関税率を、十五年間に〇―五%に引下げることを目標とした<sup>(8)</sup>。一九九四年の九月に、AFTA閣僚理事会は、日程を十五年から一〇年間に前倒し、二〇〇八年の代りに二〇〇三年を、新しい目標として設定した。同時に未加工の農産物も、CEPTの対象に含めるとともに、CEPTの実施状況を、レビューするため、各加盟国にASEAN Unitが設置された<sup>(9)</sup>。

CEPTに基づく関税の引下げは、Fast Track (またはATRAP、Accelerated Tariff Reduction Program)と、通常の



トラック計画によって行われる。前者にはセメント、薬品などの十五品目が含まれ（一九九〇年には全ASEAN貿易の三七%<sup>(10)</sup>）、一五年よりも短い七一一〇年間に、〇―五%への引下げが実施される。ただし関税引下げの始期と度合いは、国によって異なるが、それは通常のトラック計画の場合も、同じである。CEPTの原産地規則により、それぞれの加盟国、または累積的ベースのASEANにおける現地調達比率は、四〇%と定められている<sup>(11)</sup>。

AFTAは、NAFTAと違って、インフォーマルなものであり、紛争はAFTA理事会(AFTA Council)に付託されるが、そこで解決されない場合には、ASEAN経済閣僚理事会に委ねられる。AFTAの場合は、規模も限定され(ASEANにおける輸入の二〇%は、域内からのものであり、残りは日本、アメリカ、ECからの輸入に依存している)、各加盟国とも、センシティブな産業部門を抱えているので、今後の進展を疑問視する向きも少なくなく、APECに対する貿易の転換効果も、自ら限られたものとみられている<sup>(12)</sup>。

#### 注

- (1) Ron Sandrey, "Pacific Rim Trade and APEC Liberalization", in R. F. Walters and T. G. McGee (eds.), *Asia-Pacific: New Geographies of the Pacific Rim*, London, 1997, p. 54.
- (2) Drek McDougall, "Australia and Regionalism in the Asia-Pacific", in Jean Grugel and Wil Hout (eds.), *Regionalism across the North-South Divide*, London, 1999, p. 43.
- (3) Pobert Scollay, "Australia-New Zealand Closer Economic Relations Agreement", in Bijit Bora and Christopher Findlay (eds.), *Regional Integration and the Asia-Pacific*, Oxford, 1996, p. 193.
- (4) *Ibid.*, p. 191. 電気通信、保険、放送、海運、民間航空、郵便については、別途の協定で、一九九四年の十一月までに、単一市場を形成する予定であったが、オーストラリアが反対したため、後に延期された。なお一九九四年に両国は、対外関税を段階的に引下げることを発表した(Saundrey, *op. cit.*, pp. 53-54)。
- (5) Scollay, *op. cit.*, p. 192. 自動車、繊維、衣類、履物に対する輸入関税は依然高率である(*Ibid.*)。

- (6) Linda Low, "The ASEAN Free Trade Area", in Bora and Findlay, *op. cit.*, p. 198. タイの域内貿易は、一九八六—一九九一年に二倍以上増加したが、それは産業間貿易によるものであり、マレーシアとシンガポールの場合は、産業間貿易の比重が六〇%をこえた (Jayant Menon, *Adjusting towards AFTA*, Singapore, 1996, p. 65)。
- (7) ASEAN諸国は、資源の賦存状態と、産業貿易構造が類似していたため、相互に補完的であるよりも、競争的であった。しかしながら工業化の進展に伴って、ASEAN域内の製品貿易の伸びは、域外のそれを上廻り、一九九一年には、製品貿易全体の五八%を占めた (Menon, *op. cit.*, p. 17)。
- (8) フィリピンとタイは、この計画に消極的であり、早くも、自動車のように手厚い保護をうけてきた戦略的な品目については、関税引下げの始期が、二〇〇八年まで延期された (Linda Y. C. Lim, "Southeast Asia: Success through International Openness", in Barbara Stallings (ed.), *Global Change: Regional Response*, Cambridge, 1995, p. 254)。
- 自由化の対象を、関税の引下げに限定したAFTAは、自由貿易協定として旧式の部類に属する。なお関税引下げの目標期限が、一〇年間短縮されたのは、ウルグアイ・ラウンドの影響によるものである (Hadi Soesastro, "APEC: An ASEAN Perspective", in Donald C. Hellman and Kenneth B. Pyle, eds., *From APEEC to Kanadu*, Armonk, NY, 1997, pp. 176-177)。
- (9) Low, *op. cit.*, p. 199. 一九九四年には、マレーシアが石油製品に対する新しい規制 (Approved Permit System) を導入し、タイなどにおいても、輸入を規制する動きが強まった (Menon, *op. cit.*, p. 3)。
- (10) Menon, *op. cit.*, p. 17.
- (11) UNCTAD, *Handbook of Economic Integration and Cooperation Groupings of Developing Countries*, Vol. 1, Geneva, 1996, p. 106.
- (12) Low, *op. cit.*, pp. 199-200, 205.

## 六 む す び

一九八〇年代の後半以降における統合の第二波は、途上地域における地域的、小地域的な経済統合の復活だけでなく、南—北に跨がる垂直的な統合を軸とするスーパー・リージョナリズムの胎動によって、特色づけられている。今やリージョナリズムの波は、世界の各地に群生する無数の地域的、小地域的な経済統合の簇生だけでなく、大洋を越

え、大陸に跨がるスーパー・リージョナリズムのネット・ワークを通じて、それらを再編成し、地球の全域を、いくつかのブロックに分断する勢いを示している。

一般にグローバリゼーションが、金融面を中心として展開されているのに対して、リージョナリズムは、貿易面の現象とみられているが、NAFTAにもみられるように、昨今の自由貿易協定は、関税率の引下げよりも、非関税障壁の撤廃と、投資やサービスの自由化に、重点がおかれている。むしろグローバリゼーションの前提である金融の自由化は、WTOにおける多角的な交渉よりも、双務的、あるいはNAFTAのようなリージョナルなレベルにおける交渉の進展にまっところが少なくない。事実両者は、その内容において異なるところがなく、むしろ効率性の点においては、多角主義に勝ることが、リージョナリズムの盛行を促す一因ともなっている。

しかしながらリージョナリズムとグローバリズムは、相互に緊張し、対立を孕みながらも、その反面においては、共存しつづめるのが現状であり、上述のように金融の自由化が、WTOとNAFTAにおいて、並行的に推進されたのと同じように、その結果として発生した新興国の通貨危機を転機として、グローバリズムの見直しが叫ばれるとともに、NAFTAの拡大とスーパー・リージョナリズムの展開にも、同時に歯止めがかかるに至っている。

保護主義的なNAFTAの南への拡大(FTA)が阻止された原因は、既に関連したようにメキシコ通貨危機の発生のほかに、アメリカにおける労働組合や輸入競争産業などの反対によるものであり、本来保護主義的なリージョナリズムが、同じく保護主義的なグループの動きによって、逆に抑止されるに至ったことは、歴史のアイロニーとでも称すべきものである。同じくAPECにおける自由貿易地域形成の動きが頓座したのも、デカルト主義とアジア的価値観の対立だけでなく、一面においては上述のようなアメリカの内政事情によるものであった。

そのようなスーパー・リージョナリズムの停滞は、世界の経済と貿易制度に与える影響が大きいだけに、歓迎すべ

き現象であるが、スーパー・リージョナリズムの胎動は、もともとが政治家の野心や、時代の斑気によって発生したものではない。リージョナリズムは、表見的にはグローバルな多角的交渉を推進するための挺子としての役割を期待されていたが、それは禁断の木の実のようなものであり、WTOの達成によって、保護主義的なNAFTAが解消される訳のものではない。原産地規則によって防禦された自由貿易地域は、関税面の特惠を享受しながら、既存の市場を確保するための防護壁であるとともに、広域的な資源の最適配分を通じて、企業の国際競争力を強化するための培養器でもある。従ってリージョナリズムは、国際的優位性が後退する反面、国際間の競争が激化するにつれて、ますますその増勢を強めることにも、なりかねないのである。もとより経済統合の展開に当っては、とりわけ途上地域の場合、加盟国の間のコストと便益の公正な配分が問題となり、スーパー・リージョナリズムの帰趨は、加盟国、とくに地域のヘゲモンの内部における各種利益集団相互のバランス・オブ・パワーにかかっている。しかしながらリージョナリズムの原発巣とも称すべきEUは、政治統合の達成と、大欧州圏の形成を指向して、巨歩を進めつつあり、経済的な優位性を喪失したアメリカとしても、それに対抗するためには、多角主義のリーダーとなるよりも、リージョナリズムの多角的な展開を選択せざるをえなくなっている。

とまれアメリカの政治的、経済的リーダーシップが低下する反面、それとは対蹠的にEUが統合の深化と拡大に伴って、交渉力を強化しつつある現状において、戦後の一極支配的なブレトン・ウッズ、ガット体制への回帰を求めることは、狂瀾を既倒に廻らすようなものである。今にして思うならば、一九七一年のニクソン・ショックは、世界的な規模における固定相場の体系と、自由貿易のシステムに終止符をうち、ドルの傘の下における戦後の繁栄が終焉したことを告げる警鐘のようなものであった。しかるに日本は高度成長時代の増強された生産力を背景として、あたかも世界市場が無限に拡大し続けるかの如き幻想にかられて、輸出の拡大に狂奔してきた。その果は繊維、鉄鋼、造

船、家電から自動車、ICに至るまで、次々に輸出自主規制の網をかぶせられることになり、その間隙をぬって、めまぐるしく市場と産業の転換を反復せざるをえなかった。質よりも量を重視し、世界経済の構造的な変化を無視した日本の輸出産業は、徒に生産力の肥大化を招き、経済的な亡国の民の如くに、地球上を彷徨せざるをえなかった。<sup>(1)</sup>

そのような個別商品毎の輸出自主規制に代って、第二期レーガン政権下で推進された対日貿易不均衡の是正策は、金融の自由化と円の国際化政策であった。それは一九六五年のプラザ合意とも相俟って、急激な円高を招来したが、それを転機として日本の企業戦略は、アメリカの市場に傾斜した輸出依存型から、東アジアに対する直接投資型に転換した。東アジアに対する日本企業の進出は、対米迂回輸出の生産拠点と化しただけでなく、東アジアの工業化と経済発展を促進し、市場の拡大と産業の補完性を助成することによって、ビジネス主導型の経済統合を、自然発生的に形成することになった。

しかしながら日本の対外経済政策は、依然として対米従属的な外交を展開し、自由貿易と変動相場制を主張し続けてきたが、自由貿易とは、もともとが強者の論理である。それは単なる経済の論理や、口頭禅だけで、貫徹しうるものではなく、日本が巨額の貿易黒字を持続する限り、貿易摩擦と円高圧力は、永遠に解消されるものでもない。いまや世界経済のリージョナル化は、非可逆的な時代の潮流であり、徒に「自由貿易という旧式の木馬に跨<sup>(2)</sup>って」、無政府的な輸出拡大戦略を持続する限り、日本が国際的に疎外されることは必定である。そのような状況の中で日本としては、好むと否とにかかわらず、少子化の時代に対応して、経済の減量化をはかる一方、長期的なヴィジョンとパースペクティブをもって、東アジアにおける経済統合の形成を指向する以外に、活路はないであろう。

注

- (1) 「今にして思えば」以下は、拙稿「国際通貨の現状と課題」『レファレンス』（国立国会図書館）、昭和六十二年六月号、一三八—三九ページ。
- (2) フリードリッヒ・リスト、正木一夫訳『アメリカ経済学綱要』、未来社、一九九六年、三三三ページ。